

訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
島山健
訂正標註

中卷

リ 5
4514
2



5
45184
3-2

清本

其の妻ハ中蒂姫あり
古事記ニ據ルニ眉輪
王この時七歳あり

訂正
神皇
正統記
中卷

北畠親房卿著
今泉定介
訂正標註

第二十一代、安康天皇ハ、允恭第二の子、御母ハ忍坂大
姫、稚野毛二派の皇子、應神の御子の女あり、甲午の年即位、大
倭の穴穂の宮にまゝす大草香皇子仁徳の御子をあら
て、其の妻をとりて皇后とす彼の皇子の子、眉輪の王、を
はちくして母にまゝとがひて、宮中より出で入りしり、天皇
高樓の上に酔ひ臥し給ひ、を窺ひて、さゝころして、
大臣葛城の圓が家におげ籠りぬ、此の天皇、天下を治め
たまふ事三年、五十六歳おそゝまゝ
第二十二代、雄略天皇ハ、允恭第五の子、安康同母の弟を

訂正
神皇正統記
中卷
一
教育書
專賣所
普及
舎

今泉定介
島山健
訂正標註

訂正
神皇正統記

教育書
專賣所
東京
普及舎

此の天皇云々、性猛くまゝに、葛城山にて怒楮を御自つき止め給ひし事、よて知らせ、神よ通下給へりとい同山よて一言主神と遊獵し給へりよをばせるちるべし

垂仁天皇御代云々、二十五年あり

り大泊瀬尊と申せり、安康あるはき給ひしとき、眉輪王及、圓大臣を誅せり、^{まね}あまはへ、其のふとふくせしき、^{ひね}市邊押羽皇子をさへまころして、位小即き給ふ、今年丁酉の年あり、大倭の泊瀬朝倉の宮にまゝす、此の天皇、性猛くまゝに、^りきども神に通下給へりきとぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇太神、大倭姫命にをへて、丹波國與佐の真井の原よりして、豊受の太神をむらへ奉らる、^{まね}大倭姫命奏聞し給ひしよりして、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る、^{りね}九月に、度會の郡山田原の新宮にまゝまり給ふ、^{いさ}垂仁天皇の御代、皇太神、五十鈴の宮ふうつらしめ給ひしより、四百八十四年にちんちりまゝなる、神武のむとよし、ハ、既、千百餘年

内外宮、天照太神ハ、奥座ナク故、内宮と申し、豊受太神ハ外座ナク故、外宮と申せり、この稱ハ、村上天皇の御代よりちりといふ

皇太神の託宣云々、雜事記、雄略天皇即位二十一年丁巳、皇太神、重神託宣備、我祭奉仕之時、先可祭豊受神宮也、然後我宮祭事可勤仕也

ふちりゆるまや、又、是まで、大倭姫命、^{垂仁の御}存生し給ひし、^りバ、内外宮のつくりも、日の小宮の圓形文形によりて、ならせ給ひしとぞ、抑、此の神の御事、異説まゝす、外宮にハ、天祖天御中主神と申し傳へたり、^り皇太神の託宣にて、此の宮の祭をさたせしむる、神をばさるゝてまつるも、先、この宮をばきとて、天孫瓊々杵尊、^りの宮の相殿にまゝますに依りて、天兒屋命、天太玉命も、天孫につき申して相殿ままする、是より、二所太神宮と申す、丹波よりうつらせ給ひし事ハ、むらゝ、豊鋤入姫命、^{崇神の御女、齋宮の始ちり}天照太神を頂戴して、丹波の吉佐の宮にうつり給ひしころ、この神あまくたりて、一所に^りおもしろま、^り四年ありて、天照太神ハ、又、大倭よりつせ

開化一彦坐
丹波道主

神龜年中、聖武天皇神
龜六年より

此の説を正とすべ
し、聖受神ハナべて
物を掌り給ふ神なき
ハ、御食といふ義あり
と勿論あり

給ひしを、そまより、此の神ハ、丹波ふとまらせ給ひしを、
道主命といふ人、いつき申したり、古ハ、この宮にて、御饌
をととのへて、内宮へも、毎日におくりたてまつりしを、
神龜年中より、外宮に御饌殿を立て、内宮のをと、一所
にて、まつるとちん、ちやうの事によりて、御饌の神
と申す説あきど、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の
御氣ちまきバ、天狹霧、國狹霧と申す御名もあれバ、猶、ちま
の説を正とすべしとそ、天孫さへ、相殿ましませバ、御
饌の神といふ説ハ、用ひづるとき事にや、此の天皇、天下を
治め給ふ事二十三年、八十歳おとしましき
第二十三代、清寧天皇ハ、雄略第三の子、御母ハ、韓媛、葛城
の圓大臣の女ちり、庚申の年即位、大倭の磐余甕栗の宮

皇女一人皇子二人云
々、皇女ハ飯豊をいひ
皇子ハ億計、弘計をい
ふ、此ハ皇女も共ま
らなくましまし、やう
記はまられど、さうハ
あり、又二皇子ハ、
丹波と隠をま
つと、此の時ハ、掃
ましまし、ちやう
飯豊尊云々、忍海角刺
宮にて政をとら給ひ
しハ、一年ちやう
て、あし給ひぬ

にましまし、誕生のまらめ、白髪よおはし、くまバ、まらぬ
の天皇とぞ申しける、御子ちり、りバ、皇胤のまらぬ
べき事をまげき給ひて、國々へ勅使をつらして、皇胤
をもとめ、市邊押羽皇子、雄略まらるはま給ひしと
た、皇女一人、皇子二人まらる、丹波の國にまら給
ひけるを、まらめ出で、御子にして、やちひ給ひたり、
天下を治め給ふ事五年、三十九歳おとしましき
第二十四代、顯宗天皇ハ、市邊押羽皇子第三の子、履中天
皇の孫ちり、御母ハ、羨姫、蟻臣の女ちり、白髪の日皇、養ひ
て子にして給ふ、御兄仁賢、まら位につき給ふべし、りしを、
相ともまらゆづりまら、りバ、同母の御姉飯豊尊、まら
く位に居給ひき、ちまど、やちて、顯宗まらまら、り

訂正 神皇正統記中卷

教育書專賣所

一によりて、飯豊天皇をバ、日嗣にあらざるに奉らぬなり、
乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまゝイ天
下を治め給ふ事三年、四十八歳おほイまゝ

第二十五代、仁賢天皇ハ、顯宗同母の御兄なり、雄略の、我
ガ父の皇子を、ころしたまひし事をうらみて、御陵を不
りて、御屍をむづうめんと宣ひしを、顯宗いさめま
し

くによりて、徳のおよむることを以て、顯宗を
はきごて給ひたり、戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮
にまゝイ天下を治め給ふ事十一年、五十歳たイま
し

第二十六代、武烈天皇ハ、仁賢の太子、御母ハ大娘皇女、雄
略の御女なり、己卯の年即位、大和の泊瀬列城の宮にま

徳の及ハざること以
耻ぢて云々、億計王の
御位を、まづ弘計王に
譲り給へりハ、雄略天
皇の御陵云々、まゝこ
ろハ、あはれ、ごこと
播磨よりくれまイ
時、弘計王の御計り
よりて皇子なる事
のありくことハ、為め
なり、此ハ著者諸記の
天なり

あがちくハ、不良なり
惡としてなすととい
ふ事なり云々、こハ百
濟の末多王の事蹟な
るを、此の天皇の御事
と混じたるなりとて、
齋藤彦麻呂などの詳
ちり考證あり

しやイ性は、おちくまりて、惡としてなすと云ふこと
なり、依りて、天作も久しイ仁徳、さしも聖徳まイま
り、かど、此の皇胤、うイたえふき、聖徳も、うイちり、百
代にまイつゝる、春秋に、とイおそ見え、れど、不徳の子孫の
まイば、其の宗を滅すべき先蹤、甚お不し、ゆイきバ、上古の
聖賢ハ、子ちイまども、慈愛におイなれず、器イよあイちまバ、傳
ふるおイとち、堯の子丹朱、不肖なり、しイりバ、舜にさイづけ、
舜の子商均、又ふせうにして、夏の禹イよゆづらきイがご
とく、堯舜よりおイちり、猶天下を私イます、ゆイふや
かイちり、子孫イよふる事イなり、にイが、禹の後イ、桀
暴虐イして、國をうイちり、殷の湯、聖徳あり、と、紂イ
時、無道にして、永く滅イび、き、天竺イよ、佛滅度百年の後

三寶ハ、佛、法、僧をいふ
舍利ハ、梵語ちり、靈骨
と譯せり

沸沙密多羅王いそく
先王ハ佛を奉して名
を成せり、我ハ佛を壞
りて名を成さんと國
中を令して、天に佛敎
を破壞せしめ、まご賞
を懸けて、沙門の頭を
斬りしめたりき

阿育といふ王ありき、姓ハ孔雀氏、王位につき、日鐵輪
飛び降る、轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領す、あまきへ、
諸の鬼神をまごへたす、正法を以て天下を治め、佛
理に通じて、三寶をあつむ、八万四千の塔を立て、舍利
を安置し、九十六億千の金をすて、功德まどお、
ちりき其の三世の孫、沸沙密多羅王の時、惡臣のすめ
によりて、祖王のすてたりし、塔婆を破壊せんとの惡念
をたこし、りろくの寺をやぶり、比丘を殺害す、阿育王
のおふめ、雜雀寺の佛牙齒の塔をこぼさんとせしに、
護法神いあらをちり、大山を化して玉、及、四兵の衆をお
しころひ、是より、孔雀の種、永く絶えにき、かりまは、先祖
大なる徳ありとも、不徳の子孫、宗廟のまつ日をたらくん

事うとけひちり、此の天皇、天下を治めたまふ事八年、
十八歳おほし、まゝき

大迹王ハ、應神の皇子
若野毛二侯王の御子
なり、此處の不統誤と
り、紀は標まは左の如

應神 稚野毛二侯

大迹 弘斐
若主人 繼體

第二十七代、第二十世、繼體天皇ハ、應神五世の孫あり、應
神第八の御子、隼總別の皇子、その子大迹王、其の子弘斐
王、其の子彦主人の王、その子男大迹王と申すハ、此の天
皇にまゝ、まは、御母ハ、振媛、垂仁七世の御孫あり、越前の
國にまゝ、りり、武烈かくま給ひて、皇胤たえし、り
バ、群臣うれへなげきて、國々をめぐり、ちりた皇胤をも
とめ奉り、るに、此の天皇、王者の大度まゝ、潜龍のい
き不ひ、世にたえ給ひ、るや、群臣相議りて、むるへた
てまつり、三つびまで謙讓し給ひ、るまど、終に位は即
き給ふ、今年己丑の年あり、武烈ちり、給ひて、後二大倭
年、位をむちり、くせり

の磐余玉穗の宮ふまゝす仁賢の御女、手白香皇女を
 皇后とす即位し給ひしより、誠は賢王にまゝしき應
 神御子に不ききこえ給ひし、仁徳賢王にて傳へま
 しりど、御す互きえにき、隼總別の御末、かく世をた
 せ給ふ事いあるゆ互に、た不つうる、仁徳をバ大
 鷦鷯尊と申す第八の御子をバ隼總別と申せり、仁徳の
 御代に、兄弟たもぶきて、鷦鷯ハ小鳥なり隼ハ大鳥なり
 とありそひ給ふことありき隼の名ふちて、す互の世
 返りけつぎ給ひるふや、りらこにも、かゝるため
 何、左傳ハ名をつくる事も、つゝみおろすべき事
 見ゆ、見ゆ、たのづら天命なりといえ、凡慮のおよ
 ぶべきよありず、此の天皇のたち給ひし事ぞ、おろひの

兄弟たもぶきて云々
 隼總別皇子鷦鷯皇女
 隼鷦鷯と隼といづれ
 が使きと問ひ給ひし
 隼ハたやと答へ
 給ひし由、仁徳天皇紀
 四十三年の條に見え
 る

諸王、継嗣令し皇親兄
 弟皇子皆為親王以外
 並為諸王、自親王五世
 雖得王名不在親王之
 限とあり

不のちる御運とも見えらる、但、皇胤たえぬべり、時
 群臣をうゝひ、めとめつてまつりて、賢名によりて、天位
 を傳へ給へり、天照太神の御本意にふそとみえり、皇
 統に、其の人まゝまはんとし、賢き諸王おろすともい
 り、でり望をる、給ふべき、皇胤のたえ給えんに、らりて
 ら、賢ふて、天日嗣にそまらり給はんこと、則又、天のゆる
 す所ちり、此の天皇をバ、我が國中興の祖宗とあふぎた
 てまつるべきりの、天下はをほめとまふ事二十五年、
 八十二歳おろまらた

第二十八代、安閑天皇ハ、繼體の太子、御母ハ日子姫、尾張
 の草香連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金橋の宮に
 まゝす、天下はをさめたまふ事二年、七十歳たは、ま

百濟國より佛法僧を
此の國に傳來の始是
より三十年前南朝天
皇の十六年南梁の
人司馬達等帰化して
佛教を弘布せんとせ
る是れ我が國佛教傳來
のそもめりさまこと
この時いまだ感ぜし
ずその漸く旺ちり
八、欽明天皇以後よ
る此の朝を以て傳
來のそもめりさま
れしなり

第二十九代、宣化天皇ハ、繼體第二の子、安閑同母の弟な
り、丙辰のとし即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまゝす
天下を治めたまふ事四年、七十三歳おこしまゝす
第三十代、第二十一世、欽明天皇ハ、繼體第三の子、御母ハ、
皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄まゝす
ど、此の天皇の御すゑ、世をたもち給ふ御母方も、仁徳の
ちがまにまゝませば、猶も、其の遺徳つきずして、かくは
だまり給ひたりや、庚申のとし即位、大倭の磯城島の
金刺の宮にまゝす、十三年壬申十月、百濟國より、佛
法僧を渡りたり、此の國に傳來のそもめりさまこと、釋迦如來
滅後、一千十六年にあこさる年、この後漢の明帝

せり、又佛の功徳を
讃むる表文をもたて
まつりき
此の國に傳來の始是
より三十年前南朝天
皇の十六年南梁の
人司馬達等帰化して
佛教を弘布せんとせ
る是れ我が國佛教傳來
のそもめりさまこと
この時いまだ感ぜし
ずその漸く旺ちり
八、欽明天皇以後よ
る此の朝を以て傳
來のそもめりさま
れしなり

永平十年に、佛法をとりて彼の國につとむる、
此の壬申の年まで、四百八十八年、もろこし、北朝の
齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝も即位三年
ちり、簡文帝の父をバ武帝と申しき、大に佛法をあがめ
られき、此の御代のは、武帝同時ちり、此の法
をとりて傳來せしとき、他國の神をおがめ給はん事、我
國の神意にたがふべきより、群臣、かく諫め申しけ
るより、すてられにき、はまど、此の國に、三寶の名を
聞く事ハ、此の時よとま、又、あこくよあがめつら
へ奉る人もありき、天皇、聖徳まゝして、三寶を感ぜし
れ、くろよこそ、群臣の諫によりて、其の法をたてらまは
るといへども、天皇の歡志ハあこげらるよや、むろ、佛在

せりハあハハ既一
泰の始皇の時、室利
防等十八人佛経をも
りて来化せし事五運
圖に見えり
ク、蘇我稻目等も
群臣の諫、日本紀に物
部大連尾與、中臣連録
子同奏曰、我國家之王
天下者、恒以天地社稷
百八十神春夏秋冬崇
拜、事方今改拜蕃神、
恐致國神之怒、見え
難波の堀江、大和の豊
前寺の東、飛鳥川の西
の江、ちりちりと和漢三
才習會、及玉林抄等、
許り、攝津なるハハ
あり
厩戸皇子、御母ハ穴穗
部間人の女なり、懷妊
のとき、進行して、既の

世に、天竺の月蓋長者、鑄たてまつり、彌陀三尊の金像
を傳へて渡り奉りたり、難波の堀江にすてられり、
を善光といふ者、こりてまつりて、信濃國に安置し申
しき、今の善光寺是なり、此の御時、八幡大菩薩を卜めて
垂迹し、まします、天皇、天下を治めたまふ事三十二年、
八十一歳にたまひまひき
第三十一代、第二十二世、敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母
ハ石媛皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余
譯語田の宮にまします、二年癸己の年、天皇の御弟、豊日
皇子の妃、御子誕生す、厩戸皇子にまします、生ま給ひ
より、ちまひ、の奇瑞あり、たゞ人よハまひまひ、御手
をにぎり給ひ、二歳りて、東方にむきて、南無佛とて

前、至り給ひ、子、こ
て生れ給ひ、を以て、
この御名あり、又豊聰
耳の太子と申せるハ、
聰明にまひ、を以て
り、又聖徳と申せる
ハ、謚なり

守屋大連、うくふり申
す、日本紀云、二年四月
天皇詔群臣曰、朕思欲
歸三寶、卿等議之云々、
物部守屋大連與中臣
膳見連違詔議曰、何背
國神敬他神也、見之
る是より

ひらき給ひ、一の舍利あり、たゞ佛法流布のよめ、
權化し給へる事、さかひちり、この佛舍利を、今に、大倭
の法隆寺にあがめ奉り、天皇天下を治めたまふ事十四
年、六十一歳にたまひまひき
第三十二代、用明天皇ハ、欽明第四の子、御母ハ堅鹽姫、蘇
我稻目大臣の女なり、豊日尊と申せり、厩戸皇子の父に
おとします、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にま
します、佛法をあがめて、我が國に流布せんとし給ひ、
を、弓削の守屋大連、うくふり申す、終に叛逆し、おとひぬ
厩戸皇子、蘇我大臣と心を一にして、誅戮せり、則佛法
をひろめ、まひまひ、天皇天下を治め、まひ事二年、四
十一歳におとします

かの大臣のより云
日本紀も蘇我馬
子東漢直駒といふも
のを以て天皇を弑し
奉りしより見
たり、あまのふ暴悪
もよるは、殊更に此
のハ一説として奉
らまはるるやあり
神功皇后云々、飯豊皇
女も歴代よ歌へ奉
ねば、推古天皇を、女
帝とししめし申すべ

第三十三代、崇峻天皇ハ、欽明第十二の子、御母ハ、小姉君
娘、これも、稻目の大臣の女あり、戊申の年即位、大倭の倉
橋の宮にまゝす、**す**天皇、横死の相見え給へば、つゝしと
ますべきより、を、厩子皇子奏し給ひたりとぞ、天下を治
め給ふ事五年、七十二歳おこし、まゝき、ある人のいもく、
外舅蘇我馬子の大臣と御中ありて、かの大臣の
めりころはき給ひきとといへり
第三十四代、推古天皇ハ、欽明の御女、用明同母の御妹な
り、御食炊屋姫尊と申せり、敏達天皇、皇后と給ふ**ふ**仁徳
母の妹を妃とし、崇峻かくれたまひしより、癸丑の年即
給ふことありき、崇峻かくれたまひしより、癸丑の年即
位、大倭の小墾田の宮にまゝす、**す**むら、神功皇后、六十
餘年天下を治め給ひしとぞ、攝政と申して、天皇とハ

逆臣守屋云々、守屋を
逆臣と稱せらるハ、僻せ
るこ似たり
佛世ハ、叙迎在せの時
をいふ

如蓋ハ、梵語なり、衆圍
と譯せり、道并聖果を

辨したてまつり、ゆるるもや、此の御門ハ、正位より即き給ひ
くらよこと、即、厩戸皇子を皇太子として、萬機の政をま
りせ給ふ**ふ**攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあまど、
それら、志をくくの事あり、是を、ひとへに天下を治め給
ひたり、太子、聖徳まゝ、くく、くく、天下の人つく事日の
ごとく、あふぐこと雲のた**く**太子いまだ皇子にてま
くく、時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法をめぐめて
流布しき、まして、政を志し給へば、三寶をうやまひ、正
法をひろめ給ふと、佛世にもこととらさず、又、神通自在
にまゝ、くく、き、御まづらうも、法服を着して、經を講し給
ひし、くく、天より花をふら、放光動地の瑞ありき、天皇
群臣たふとびあつめ、てまつる事、佛のこと、**く**伽藍を

訂正 神皇正統記中卷

九

敬育書專賣所 普及舎

生殖すといふ義ありとぞ

きてらるること四十餘箇所におよべり、又此の國より
 むろより、人するに於て、法令ちどもはどまら
 二年甲子に、もつめて、冠位といふことをはどめ、冠の位、志ちよ
 よりて上下をばど、十七年己己に、憲法十七ヶ條をつく
 りて奏し給ふ、内外典のふるき道をばどりて、むねをつ
 しまやうふして、つくり給へるちり、天皇よろこびて、天
 下に施行せしめ給ひき、此の頃不ひる、よろあし、ハ、隋
 のせり、南北朝相分ましが、南を正統をうけ、北を戎狄
 よりたふす、ちり、中國をば北朝にぞをばめたる、隋
 ハ北朝の後、周としひ、ハ、つづきをうけ、つづき、後ハ南
 朝の陳をうちたひらげて、一統の世とちり、此の天皇
 の元年癸丑ハ、文帝一統の後四年ちり、十三年乙丑を、煬

使をおくり、ユタこの
 御代の十六年四月、隋
 王世清等をして來
 朝せしむ、我が國公
 外交せし、ハ、こまを以
 てはしめとぬ

帝の即位元年にあとまり、彼の國より、もつめて使をお
 くり、よみを通り、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とあ
 りしを、是も、ちり、天子の、諸侯王につくす禮儀
 ちりとして、群臣あやし、申すを、太子の、ちり、ひける
 も、皇の字ハ、たやすく、ちり、ひけることむるを、バとして、返
 報をもうせ給ひ、はま、く、饗祿を給ひて、使をかへし
 つらな、さ、是より、此の國よりも、常に、使をつくを、は、
 其の使を、遣隋大使とちり、名付けられしに、二十七年
 己卯の年、隋滅びて、唐の世にうつりぬ、二十九年辛巳の
 年、太子の、くれ給ふ、御年四十九天皇を、は、め、て、ま
 つりて、天下の人、かち、し、を、し、み、申す、ち、と、父母、ハ、喪、す
 る、が、こと、皇位を、も、つ、ぎ、ま、す、す、べ、ら、す、か、と、も、權

化の御事あるに、定めて故あり、人々御謚を聖徳と名付け奉る。此の天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳にまゝまゝき

第三十五代、第二十四世、舒明天皇ハ、忍坂大兄皇子の子、敏達の御孫あり、御母ハ、糠手姫皇女、是も、敏達の御女あり、推古天皇ハ、聖徳太子の御子に傳へ給ふんとたゞ、めし、るにや、はまど、まほしき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまゝます、又、太子御病臥し給ひし時、天皇、此の皇子を御使として、とぶらひまゝ、天下のまゝを、太子の申しつけ給へ、まゝとぞ己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまゝます、此の即位のときハ、あゝ、この唐の太宗のまゝめ、貞觀三年にあゝ、まゝり、天下を治め

欽明—敏達
押坂身人大兄
舒明—茅渟王

給ふ事十三年、四十九歳におまゝ、第三十六代、皇極天皇ハ、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫あり、御母ハ、吉備姫の女王と申しき、舒明天皇、皇后と給ひ、天智、天武の御母あり、舒明かくまひて、皇子をささぐれ、まゝ、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまゝす、此の時に、藤我蝦夷の大臣、馬子の大臣、まゝ、びに、其の子入鹿、朝權を專よして、皇家をなほし、るよする心あり、其の家を宮門といひ、諸子を王子とちん云ひ、る、上古よりの國記重寶、私家にまゝ、び置きて、中、入鹿悖逆の心を、まゝ、聖徳太子の御子達の科、まゝ、る、まゝ、皇子中大兄と申すハ、舒明の御子、や

孝元—武内宿禰
藤我石川—滿智
韓子—高麗—船
平群水免—真島
馬子—蝦夷—入鹿
倉君—石川磨
法提郎—敏達—古入大兄
境部摩理勢
野鹽—敏明の妃
小婢—敏明の妃
赤城の母

訂正 申皇正統記中卷 十一 教育書專賣所

入鹿を殺しつ、四年六月三韓貢進の時より、この時蝦夷も家火を放ちて自殺せり、船史惠尺が國記の終餘をとめて、中大兄は奉りしもこの時のことなり

がて此の天皇御所生立ち、中臣鎌足連と云ふ人と心を
一にして、入鹿をあろしつ、父蝦夷も家火をつけてう
せぬ、國記重寶ハ、みる焼けにたり、蘇我の一門、久しく權
をとまりしども、積惡の故にや、と滅びぬ、山田石川
丸と云ふ人を、心をかよはし、申しなまば滅びけり、
此の鎌足の大員ハ、天兒屋命二十一世の孫なり、むろし、
天孫あまくどり給ひし時、諸神の上首にて、此の命、殊に、
天照太神の勅をうけて、輔佐の神にましまし、中臣といふこととて、二神の御中にて、神の御心をやとらげ申し給ひたりゆゑとぞ、其の孫天種子命、神武の御代に、祭事を
つたはどる、上古ハ、神と皇と一にましまし、つたはどる、祭をつらきとるハ、即政をとまるとり、政の字の訓ハ、其の後

天照太神も、めて、伊勢の國にまづまり、時、種子
命のすゑ、大鹿島命祭官にちりて、鎌足大臣の父、小徳冠
御食子までも、其の官にてつらへり、鎌足よいたりて、
大勲をたて、世に寵せしむるにたりて、祖業をたこし、先
烈を、のやうされたる、無止事となり、且ハ、神代よりの
餘風も、然るべき理とこそたえず、後に、内臣
任、大臣ハ、轉ト、大織冠とる、正一位の、又、中臣をあは
らめて、藤原の姓を給え、内臣ハ、任ぜしむるハ、此の御代ハ、あらず、事の次より
の、此の天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御
弟、輕王、小讓り給ひ、御名を、皇祖母尊とぞ申したり
第三十七代、孝徳天皇ハ、皇極同母の弟なり、乙己の年、即
位、攝津國、長柄豐崎の官にましまし、十此の御時、とめて

八省ハ、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、官内、あり
百官ハ、天子ニ従ふ内
外の諸官あり、百ハ數
の多きをいふ

大臣を左右にわらうと^ま大臣ハ、成務の御時、武内宿禰、
トめて是に任^せ仲哀の御代、又、大連の官をお^れ大
臣、大連ち^りびて、政を志まり、此の御時、大連をやめて、左
右の大臣と^す又、八省百官をほ^ごめ^る中臣鎌足を内
臣にち^り給^ふ天下を治め給ふ事十年、五十九歳に^ま
ま^りき
第三十八代、齊明天皇ハ、皇極の重祚あり、重祚といふと
ハ、本朝より、是にま^ままり、異朝より、殷の太甲、不明な
る^りバ伊尹是を桐宮より退けて、三年政をとれりき、は
ま^りど、帝位をすつるまでハ、^きま^りや、太甲、あやまちを悔
いて、徳を修め^りバ、本のごとく天子と^す晉の世に、桓
玄と云ひ^し者、安帝の位をりなひて、八十日ありて、義兵

のためにおろはせ^りバ、安帝位よりへり給^ふ唐の世
とちりて、則天皇后、世を^とら^せし時、我が所生の子な
る^りバ、中宗をす^て、廬陵王と^す、^す、^おろ^し御子、豫王
を^つて^られ^しも、又す^て、みづり^し位に即き給^ふ後に、
中宗位よりへりて、唐の祚たえ^は、豫王も、又重祚あり、こ
を睿宗と云^ふ、^おれ^ど、ま^まり^き重祚を^まど、二代よ
ハたてず、中宗睿宗とぞつ^つね^づら、我が朝に、皇極の重
祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號^す、異朝に替れ
り、是、天日嗣を重くす^らゆ^え、先賢の議は^ごめてよ^し
あるにや、乙卯の年即位、此の^ごびハ、大倭の岡本よりま^り
ます、後の岡本の宮と申せり、此の御世も、り^らこ^の唐
の高宗のとき、ふ^あり^きり、高麗をせ^めりによりて、救の

訂正 神皇正統記 中卷 十三 教育書專賣所 普及

つくりまでむらませ
給ふ七年の事あり

兵を申しゆくべし、天皇、皇太子、つくりまでむらませ
給ふはもと、三韓つひに唐に屬きしより、軍をかへさ
まぬ、其の後も、三韓よりみを忘るゝまでとらつりし
皇太子と申すは、中大兄皇子の御事あり、孝徳の御代よ
り、太子に立ち給ふ、此の御時も、攝政し給ふと見えし
天皇、天下を治め給ふ事七年、六十八歳にまゝりた
第三十九代、第二十五世、天智天皇ハ、舒明の御子、御母ハ、
皇極天皇あり、壬戌の年即位、近江國、大津の宮にまゝり
す、即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とす、又、藤
原朝臣の姓をたまふ、むらゝの大勲を賞し給ひしは、
朝獎ちりびち、先後封を給ふこと、一万五千戸あり、病
のあひども、御幸してとらふひたまひたりとぞ、此の

大津の宮ハ、滋賀郡錦
織村あり

國忌、天皇御日の日
いふ

天皇、中興の祖にまゝり、光仁の御祖あり、國忌を時にし、
ひて改まきども、是らなるか、かゝるぬ事にありしき、天
下を治め給ふと十年、五十八歳にまゝり、
第四十代、天武天皇ハ、天智同母の弟あり、皇太子に立ち
て、大倭にまゝり、天智も、近江にまゝり、御病あり
しに、太子を呼び申し給ひけるは、近江の朝廷の臣のま
ゝり、告げしらせ申す人ありしは、御門の御意のまも
むき、小やありん、太子の位を、まづ、ちりぞきて、天
智の御子、太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮よ
入り、まゝ、天智かくま給ひてのち、大友の皇子、猶あや
ぶまき、るりや、軍をめて、芳野をおそん、とぞ、まの
り給ひける、天皇、ひそかに、芳野を出で、伊勢、まゝえ、飯高

皇子ころきと給ひぬ
皇子ハ山前まで自給
と給ひきと日本紀は
見えり、明治三年七
月謚を奉りて、弘文天
皇と申サリ、此又歴代
は數へ奉りしハ公
平の論にあつた
上下より、ぬり云々
十二年六月丁卯男女
始結髪仍着漆沙冠と
日本紀に見えり

の郡に至りて、太神宮を遙拜し、美濃へつゝ、東國の
軍をめぐす、皇子高市まわり給ひしを、大將軍として、美濃
の不破の關をまわし、天皇ハ、尾張の國よぞこえ給
ひくら、國々みなあつて、ひ申し、不破の關の軍に
うちかち、すももち、勢多にのぞきて合戦あり、皇子の軍
やぶれて、皇子あろはき給ひぬ、大臣以下、或も誅にふし、
或も遠流せしむ、軍にあつてひ申し、①葦、いなるよよ
りて、其の賞をおこちしむ、壬申の年即位、大和の飛鳥淨
御原の宮にまゝす、朝廷の法度、たかく定められしけ
り、上下よりぬりの頭巾をきることも、此の御時より
は、下まりり、天下を治め、うまふこと十五年、七十三歳
おそしまりき

長岡の天皇と申す、
仁天皇天平宝字二年
八月、四宮御宇天皇
と追号を奉り、事あ
り、天皇をいふよや
太上天皇、公式令、謙
位帝所統るりと見え
り

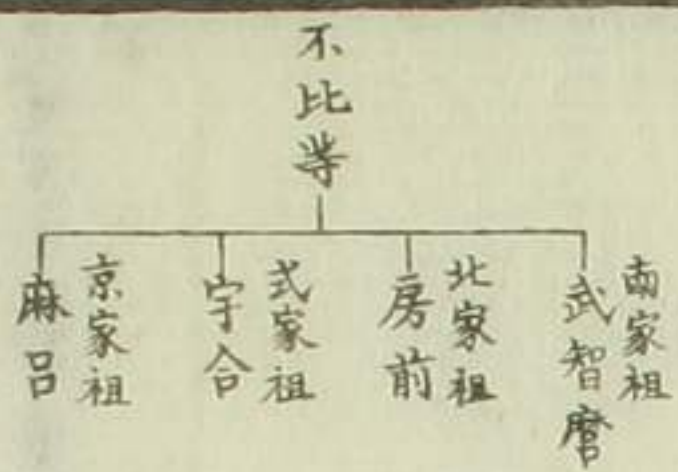
第四十一代、持統天皇も、天智の御女なり、御母ハ越智娘、
藤我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にま
り、くまの、けつ、給、後、皇后と、皇子草壁わ
り、甲寅の春、正月一日即位、大和の藤原の宮にま
草壁の皇子ハ、太子に立ち給ひ、世にやくし給、
依りて、其の御子、輕王を皇太子と、文武にま
前の太子も、後に追跡ありて、長岡の天皇と申す、この天
皇、天下を治さめ給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上
天皇と申しき、太上天皇といふことハ、異朝ハ、漢の高祖
の父を、太公と云ふ尊號ありて、太上皇と號、其のち
ハ、後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等あり、本朝にて、む

訂正 申す正統記中卷 十五 教育書專賣所

り、其の例より、皇極天皇位をのぞき給ひ、皇祖母の尊と申しき、此の天皇より、太上天皇の跡ありける、五十八歳おほしき

第四十二代、文武天皇ハ、草壁の太子、第二の子、天武の嫡孫より、御母ハ阿閉の皇女、天智の御女より、後元明天皇と申しき丁酉のく、即位、猶、藤原の宮にまゝ此の御時、唐國の禮をうつして、宮室のつくり、文武官の衣服の色までも定められき、又、即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ是より、はきみ、孝徳の御代に、大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に、朱雀、朱鳥と云ふ跡あり、依りて、大寶を大寶より、後に、たえぬ事あり、又、皇子を親王といふこと、此の年號の初より、又、皇子を親王といふこと、此の

律令をく、ひゆとのらまき、大寶元年八月律六卷、令十一卷、之を大宝律令といふ、又、律ハ既位を罰するものよ、懲罰を本とし、令ハ未然に教令するものよ、勅誡を本とするものより



御時、藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣、執政の臣にて、律令をく、をえひ定められき、藤原の氏、此の大臣より、いより、盛にちきり、四人の子ありき、是を四門と云ふ、一門を、武智丸の大臣の流、南家といふ、二門を、參議中衛の大将房前のちきり、北家といふ、今の執政大臣、及、ちるべき藤原の人々ハ、を此の末より、一、三門を、式部卿宇合のちきり、式家と云ふ、四門を、左京の大夫磨のちきり、京家といへり、一、早くたえふより、南家、式家も、儒胤よ、今に相續すといへども、唯、北家のも、繁昌す、房前大将、人に、を陰徳こそ、をけめ、又、不比等の大臣ハ、後、淡海公と申一、二、ちり、興福寺を建立三、四、此の寺ハ、大織冠の建立にて、山背

訂正 神皇正統記 卷之六 十六 教育書專賣所

平城よりついで、元明天皇和銅三年三月の事あり
玄昉といふ僧云々、玄昉ハ靈龜二年入唐、天平七年帰朝せり

平城の宮、今の添上郡奈良町なり

の山科にありしを、この大臣平城よりついで依りて、山科寺と申すなり、後に玄昉と云ふ僧、唐へわたりて、法相宗を傳へて、此の寺にひろめり、きより、氏の神、春日明神も、殊に此の宗を擁護し給ふとぞ、春日神ハ天兒屋社ハ、河内の平岡にます、春日遷り給ひし、神護景雲年中の事なり云々、志、此の大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿、常陸の鹿島神、第二ハ下總の香取の神、第三ハ平岡、第四ハ姫御神と申は、志、藤氏の氏神ハ、三の御殿、此の天皇、天下板をきめたまふ事十一年、二十五歳おそしき
第四十三代、元明天皇ハ、天智第四の女、持統異母の妹、御母ハ、蕪我嬪、是も、山田石川丸の大臣の女なり、草壁太子の妃、文武の御母にまします、丁未、慶雲の年即位、戊申に改元、和銅三年庚戌、和銅を止め、大倭の平城の宮よりや

七代の都云々、元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七朝、八十餘年間、の帝都と云ふなり

百官云々、續日本紀、養老三年二月初令、天下百姓、右、權、職、事、主、典、已、上、把、勢、其、五位、已、上、牙、勢、散、位、亦、聽、把、勢、六位以下、木、勢、と見え

こをほごめり、^五いにいへふハ、代ごとく都をあつめ、則其の御門の御名によびしをまつりき、持統天皇、藤原の宮にましまし、文武を、文武を、つめてあつため給ふ、此の元明天皇、平城にうつり、ましまし、又、七代の都にちきりき、天下板をほごめ給ふと七年、禪位ありて、太上天皇と申し、^六び、六十一歳おそしき
第四十四代、元正天皇ハ、草壁太子の御女、御母ハ、元明天皇、文武同母の姉なり、乙卯、^元靈龜の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月改元、^元靈龜、平城の宮にましまし、此の御時、百官に勢をり、^五五位已上ハ、牙の天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳たはしまし

東大寺、東金光明四天
王護國大寺といひき
東大、その略名なり

第四十五代、聖武天皇、文武の太子、御母ハ、皇太夫人藤原の官子、淡海公不比等の大臣のむすめなり、豊櫻彦尊と申（せり）をきくまゝによりて、元明、元正、まづ位よすたまひき、甲子神龜元の年即位、改元、平城の宮にまゝす此の御代、大さ小佛法をあめ給ふ事、先代にみえり、東大寺を建立し、金銅十六丈のふとけをつくり、又、諸國に國分寺、および國分尼寺を立て、國土安穩のよめよ、法華、寂勝兩部の經を講せし、又、おたくの高僧、他國より來朝す、南天竺の波羅門僧正菩提と林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等是なり、真言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へり、密機いまだ熟せずとて、歸り給へりといへり、此の國ふも、行基菩薩、良辨僧正など、權化の

長屋王云々、王ハ護よりて罪せしむるなり
黄金を奉る、天平二十一年二月のことなり
國の司の王、百濟王敬福なり、從五位上なり
をこの賞として從三位進み、まね、王ハ姓せり

人なり、天皇、波羅門僧正、行基、良辨をバ、四聖とて申し傳へり、此の御時、大宰少貳、藤原廣繼といふ人、式部卿宇謀叛のききえありて、追討せし、又、玄昉僧正の讒によりて、靈とちりぬ、今の松浦の明神なりといふ、祈禱のため、天平十七年十月、伊勢の神宮に行幸ありき、又、左大臣長屋王、太政大臣高市皇御孫つとありて、誅せし、又、陸奥の國より、始めて黄金を奉る、この朝に、金あるは、めり、國の司の王、賞ありて、三位と叙す、佛法繁昌の感應なりとぞ、天下を治め給ふ事、二十五年、天位を、御女高野姫の皇女よゆづりて、太上天皇と申し、後、出家せし給ふ、天皇出家のえとめり、むろ、天武、東宮の位をのりきて、御ぐりおろし給へり、それと、志なきの事なりき、皇后光明

子も、たろく出家せ給ふ。此の天皇、五十六歳にまゝ
まゝき

聖武の皇子云々
聖武 井上(光仁)后
安倍(孝謙)
皇子(三)歳(天)
安積(千七)歳
不破(瑠)燒(妻)

第四十六代、孝謙天皇ハ、聖武の御女、御母ハ、皇后光明子、
淡海公不比等の大臣のむすめなり、聖武の皇子、安積親
王、世をまやくして後、男子まゝまはす。依りて、此の皇女
立ちまひた。己丑天平勝元の^天と即位、改元、平城宮にま
しま^天天下を治め、まふ事十年、大炊王を養子として、
皇太子とす。位をゆづりて太上天皇と申す。出家せ給
ひて、平城の西宮にまゝまゝ

第四十七代、淡路廢帝、一品舍人親王の子、天武の御孫な
り、御母ハ、上總介當麻の老ガ女なり、舍人親王ハ、皇子の
中に、御身の才もまゝまゝるよや、知太政官事といふ職を

廢帝、明治三年七月、
を奉りて淳仁と申せ

後、追号ありて云々、
天平宝字三年六月の
ことなり

はづけらる。朝務を輔給ひたり、日本紀に此の親王、勅
を承りてまゝ給ふ。後に追號ありて、盡敬天皇と申す。
り、孝謙天皇、御子まゝまはげ、まゝと御兄弟もつりたり
ハ、廢帝を御子にしてゆづり給ひたり、但、年踰るとまゝ
らる。められば、女帝の御まゝなり。ふや、戊戌天平寶の
と即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國に
うつはま給ひき、三十三歳おまゝまゝき

第四十八代、稱徳天皇ハ、孝謙の重祚なり、庚戌の年正月
一日、更に即位、同七日改元、太上天皇ひそら、藤原の武
智丸の大臣の第二の子、押勝を幸したまひき、大師其の
太政大臣をあらためて大師とせり。正一位にまゝ見給へば、まゝとて
藤原に二字をそへて、藤原惠美の姓をうまひき、天下の

事ありて云々、惠美押
勝、道鏡の己ガ寵を奪
ふんとを嫉みて、叛を
謀り、遂に誅せしむる
帝ハ、押勝の撰立す
所なり。り、まゝまゝ
遷すま給ひたり

惠美ハ、咲の義なり

政志りしちりし委任せしきより、後に道鏡といふ法
師、弓削氏のまゝ寵幸ありし、押勝いづりをちり、廢帝
をすゝめ申して、上皇の宮をかたぶんとせしに、事あ
らまきて誅にふしぬ、帝も、淡路よりつされ給ふ、かくて、
上皇重祚ありき、はきふ出家せしせ給へりし、尼ち
から位より居給ひるにこそ、非常の極ちりけんか、唐
の則天皇后ハ、太宗の女御ふて、才人と云ふ官より居給へ
りし、ハ、太宗よりき給ひて、尼ちりて、感業といふ寺
におちり、を高宗見たまひて、長髪せしめて、皇后と
す、いさめ申す人むりしと用らる、高宗崩して、
中宗位より居たまひしを、あけ、睿宗を立てたまひ、
も、まことちりぞけて、みづより帝位よりつき、國を大周とあ

六年定寺三十六日
...

納言參議よも云々、圓
興を法臣より任し、基真
を法參議、大律師に任
じ、之より類、是より

らたむ、唐の名をうしちるとおひ給ひるにや、中
宗睿宗も、わが生を給ひしうと捨て、諸王とく、づ
くのやから、武氏のととも、をりちて、國を傳へしめ
んとはへし給ひき、その時こそ、法師も官者もあま
寵せしきて、世に譏らるため、おなくありし、この
道鏡をいめを、大臣に准して、日本の准大臣大臣禪師と
いひしを、太政大臣にちり給ふ、いぬそれよりて、つぎ、
納言參議より、法師をまへちりきよき、道鏡、世を心の
まゝ、ふりききバあし、その人のちりし、や、大臣吉備
の真備公、右中辨藤原の百川ちりありき、はきと、力およ
むざりけるふこそ、法師の官より任する事ハ、唐より始ま
りて、僧正僧統ちりいふ事のあし、そきす、出家の本

惠琳ハ才學を以て文帝に寵せしむ、顔延之と同じく朝政に參與せり、時人黒衣の宰相と称せり、沙門の參政ハ琳を以て始とすといふ
惠超ハ善光殿の學とらりしなり

意ハハありはるべし、いもんや、俗官に任ずる者あるべし、ぬ事にこそ、はまど、りらこしふも南朝の宋の世に、惠琳と云ひし人、政事にまどらひしを、黒衣宰相といひき、但、是ハ官に任ず、梁の世に、惠超と云ひし僧、學士の官より、北朝魏の明元帝の代、法果といふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世とらりてハ、あまとき、えは、肅宗の朝に、道平といふ人、帝と心をひとつして、安祿山が亂をさし、ひらげしゆ、金吾將軍にささきふなり、代宗のとき、天竺の不空三藏をたふとび給ふ、あまりにや、特進試鴻臚卿をさづけらる、後に、開府儀同三司肅國公とす、歸寂あり、司空の官をさくらる、司空ハ大臣則天の朝より、此の女帝の御代まで、六十年をさうりにや、兩

託宣あり、云々大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、臣為君之有也、天之日嗣必立皇儲、無道之人、宜早掃除、續日本紀神護景雲三年九月の條に見えり

國の事相似たりとて、天下を治め給ふ事五年、五十七歳おさまり、まじき天武、聖武、國ハ大功あり、佛法をさ、ひろめ給ひし、皇胤まじき、此の女帝とて、たえさおひぬ、女帝かくれ給ひし、道鏡を、下野の講師ふるして、さかして下り、まじき、抑、此の道鏡ハ、法皇の位をさづけられたりしを、猶あるずして、皇位をつくりんと云ふ心あり、あり、女帝、はすがに思ひあづし給ひるにや、和氣の清丸と云ふ人を、勅使にさして、宇佐の八幡宮に申はまらる、大菩薩はまじき、託宣ありて、更ふゆるされし、清丸歸參して、ありのまじきに奏聞す、道鏡いかりをさして、清丸がよぶらすぢをさして、土佐の國なるが一つをす、清丸うきへりて、大菩薩をうらまひのこち申し

土佐の國は流一云々、清賢を流せるハ大陽國より、同時ハ清賢の妙法均尼を土佐に流はせられた、是ハ諸記の誤るべし

くまバ、小蛇いできて、其のきざをいやしてなり、光仁位
ふつき給ひしハ、則めしかへは^ら神威をたふとび申
して、河内の國小寺を建て、神願寺とい^ひ後ハ、高雄の
山ふりつ立^て、今^の神護寺是なり、件のころまでバ、
神威も、かくいちおろき事なりた、道鏡、つひハ望をとけ
ず、女帝も、又不どるくらくと給^ふ宗廟社稷をやすく^す
る事ハ、八幡の眞慮^くへハ、皇統をいどめ奉る事
ハ藤原の百川の朝臣の功なりとぞ
第四十九代、第二十七世、光仁天皇ハ、施基皇子の子、天智
天皇の御孫なり、皇子ハ、第三の御子なり、追辨御母ハ、贈
皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人のむすめなり、白壁王と
申しき、天平年中ハ、御年二十九にて、從四位下ハ叙^し次

上のノ、異議あり、
うど云々、眞備文室淨
二を立てんとし、又大
市を立てんとせし類
是なり

そのらと逆臣云々、
我氏を滅し給ひ
とをいふなり

第に昇進せはせしめて、正三位勳二等大納言に至り
給ひき、稱徳かくままりしハ、大臣以下、皇胤の中
をえしび申しけるよ、此のノ、異議ありしうど、參議百
川と云ひし人、此の天皇に心ばり奉りて、もうりごとを
めぐらして、定め申してなり、天武、世をまり給ひしより
あしむひ申す人なりき、あしむきども、天智、御兄より、先
日嗣をうけ給ひ、そのらと、逆臣を誅し、國家をも安ん
給へり、此の君の、かく繼體にそなへたま^は猶、正し
へるべきいまきるにこそ、先、皇太子より、すなをち
受禪、御年六、今年庚戌、實龜の^とり、十月、小即位、十一
月に改元、平城宮よま^り天下を治めく^らふ事十二
年、七十三歳おと^りま^りき

彼の所生の皇子云々
早良親王の御母ハ高
野新笠云々ハ、ハ
他戸親王の誤云々ハ

後、連号あり云々、延
暦十九年七月崇道天
皇、追崇せり

第五十代、第二十八世、桓武天皇ハ、光仁の第一の子、御母
ハ、皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり、光仁即位
のちトメ井上内親王聖武の御女を以て皇后とシテ彼の所生
の皇子、早良親王、太子ト立給ひき、然るを、百川の朝臣、
此の天皇にうけつづめ奉らんと心ばして、又ちうり
ごとと扱めぐらし、皇后および太子をすろ、終ふ皇太子
にす忍奉りき、其の時志をく不許りりきまハ、四十日
まで、殿の前に立ちて申したりとぞ、たぐひるき忠烈の
臣ちりたりふや、皇后、前太子せめられてうせまひよ
き、怨靈をやすめ、きんぐめふや、太子ハ、のちト追跡あ
りて、崇道天皇と申しき、辛酉天應のちト即位、壬戌ト改
元、延暦、もトめハ、平城にまよシ山背の長岡にうつりて、

蜂岡、山城國葛野郡
今太秦といふとぞ
四神、左蒼龍、右白帝、前
朱雀、後玄武、こまを四
神といふ

天台ハ山名ちり、智者
大師、棲身入寂の所
りといふ、はま、山名
を以て、宗門の名とせ

十年をうり都ちり、又、今の平安城よりつはシ山背
の國をまありとめて、山城といふ、永代よあるまシく
らん、はのちとせ給ひたり、むら、聖徳太子、蜂岡太秦
にのり給ひて、いまの城を見めぐらして、四神相應の
地ちり、百七十餘年ありて、都をうつはきて、かちまシ
き所ちりと宣ひたりとぞ申し傳へたり、其の年紀もた
がたず、又、數十代不易の都とちりぬる、誠ふ、王氣相應の
福地たるふや、此の天皇、大きふ佛法をあがめ給ふ、延暦
二十三年、傳教、弘法、勅をうけて、唐へ渡り給ふ、其の時、
すちち唐朝へ使をつらちシ大使ハ、參議左大辨兼
越前守藤原葛野丸の朝臣ちり、き、傳教ハ、天台の道邃和
尚よあひて、其の宗をきちめて、おちシき二十四年、大使

子孫ハ今又士にて
を云々明法道をつら
はどれる坂上家即こ

ともにもに歸朝せしむ弘法ハ、ちふ、彼の國よとまりて、
大同年中よるへり給ふ、この時、東夷叛亂、くまきハ、阪上
田村丸を、征夷大將軍よちりてつらむはまきしに、ことごとく
たひらげて歸りまうてり、此の田村丸を、武勇、人
にすぐまきりき、初ハ、近衛の將監にあり、少將よりつり、
中將に轉じ、弘仁の御時よや、大將よあがりて、大納言を
かけたり、文をそかねまきバにや、納言の官ふ、その不
にたり、子孫ハ、今又、文士にてぞつくをれる、天皇、天下を
治め給ふ事二十四年、七十歳おちまき
第五十一代、平城天皇ハ、桓武第一の子、御母ハ、皇太后藤
原の乙牟漏、贈太政大臣良繼のむすめなり、丙戌延暦二
のと即位、改元、大平安宮にまき、是より遷都さき
御在所

をあるけ天下を治め給ふ事四年、大弟にゆづりて、太上
天皇と申しき、平城の舊都に歸りてすませ給ひたり、尚
侍藤原の藥子を寵し、まき、くまき、其の弟、參議右兵
衛督仲成等申しすめて、逆亂の事ありき、田村丸を大
將軍として、追討せしむ、平城の軍破きて、上皇、出家
せし給ふ、御子、東宮高岳親王も捨てられて、同トく出
家、弘法大師の弟子にあり、真如親王と申すハ、是より、藥
子仲成等ハ、誅にふしぬ、上皇五十一歳までおちまき
第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇ハ、桓武第二の子、平城
同母の弟より、大弟よ立ちまき、己丑大同の年
即位、庚寅よ改元、弘此の天皇、幼年より聰明より、讀書

をこのも、諸藝をちりひ給^いふ、まこと謙讓の大度もまりま
 かり、桓武の帝、鍾愛無雙の御子とちんたをける、儲
 君に居給ひたりとも、父の御門、繼體のため、顧命しま
 かり、格式ちり、このそ、格式ちり、此の御ときよりえび始
 め、まきき、又、ふろく佛法をあがめ給^いふ、先世に、美濃の
 國神野といふところ、にたふとれた僧あり、かり、橋太后の
 先世に、ねんころろ給仕しけるを感して、相共に再誕あ
 りとぞ、御名を神野と申し、かり、自然にかまへり、傳教、
 弘法兩大師、唐より傳へたまひ、天台、真言の兩宗も、此
 の御代よりこそひろまり、けき、この兩大師、たごちり
 人よちませず、傳教、入唐以前より、比叡山をひらきて、練
 行せり、れり、今の根本中堂の地をひろきける、ハの

格式ちり、も云々、格と
 ハ時、應卜て、今の制
 を變更すべき事ある
 時の臨時の制定ちり、
 式とハ、官吏の章程の
 如きものちり、又格式
 ハ、弘仁、貞觀、延喜の三
 度、えび、まきき、り、
 今ハ、比びて、延喜式と
 類聚三代格の殘缺本
 とあるのり、
 橋太后、嵯峨、天皇の后
 橋清友の女より、て、御
 名を嘉智子と申せり

舌ある鑰をり、め出で、唐までも、きたり、天台山に
 のりて、智者大師天台の宗おこりて、四代の正
 統道遷和尚よ、謁して、其の宗を、まききに、彼の山、
 智者歸寂より、このうと、鑰を、り、ひて、開らる、一の
 藏ありき、試ふ此の鑰にて、あけらる、まきき、こり、ず、
 一山、まきき、りて、渴仰、かり、依りて、一宗の奥義の、こる所
 ち、く傳へられ、り、とぞ、その、ち、慈覺、智證、兩大師、まき
 入唐して、天台、真言を、まきき、め、り、ひて、叡山に、ひるめ、
 き、り、バ、彼の門風、いよ、り、は、り、り、り、り、て、天下、ま流
 布せり、唐國、まきき、り、より、經教、お、り、く、せぬ、道遷、より
 四代、ま、あ、まき、義寂と云ふ人、ま、唯、觀心を傳へて、宗
 義を、あき、り、むる事、た、え、ま、り、ふ、や、吳越の忠懿王姓ハ
 錢名

ハ鏐、唐の末つ方より、東南の
 吳越を領して、偏霸の主なり。此の宗のたところへぬ事
 をちげきて、使者十人を差して、我が朝に送り、教典をも
 とめしむ。ことごとく寫し畢て歸りぬ。義寂、こまをいあ
 きしめて、更に、此の宗を再興す。もろこしよりハ、五代の中、
 後唐の末ばまなりきまバ、我が朝よりハ、朱雀天皇の御代
 よりやあつて、日本より返り渡りしる宗なきバ、此の
 國の天台宗ハ、へりて本とちきるなり、およそ、傳教
 彼の宗の秘密をつつへらきたること、唐の台州刺史
陸緯が印記の
 文あことごとく一宗の論疏をうつし、國にへきる事
 も、釋志盤が佛祖統異朝の書に見えたり、弘法も、母、懐胎
 紀ののせり。のほぐめ、夢よ、天竺の僧来りて、宿をうり給ひたりとぞ
 寶龜五年、甲寅六月十五日に誕生、此の日、唐の大曆九年

高麗ハ、唐の青龍寺の
 僧よして、不空三藏の
 弟子なり

五筆の藝、筆を口よ加
 へ、左右の手よ持ち、又
 左右の足よえはして、
 一同一真草の字とる
 ことありと、古今著聞
 集に見えり

瀧瓶、宗吉の蘊奥を極
 りてのこりる、其身
 は受け傳ふるをいふ
 もと瀧瓶とい、水を瓶
 ようついで、餘さる所
 ちきをいふなり

六月十五日にあつたり、不空三藏入滅す。依りて、彼の後
 身と申し、なり、且ハ、惠果和尚の告るも、我と汝と久契
 あり、誓ひて、密藏を弘めんとあるも、此のゆゑよや、渡唐
 の時も、或ハ、五筆の藝を不どあし、はまの神異あり
 ありバ、唐の主、順宗皇帝、ことよ仰ぎ信し給ひき、彼の惠
 果ハ、真言第六の祖師なり、和尚、六人の附法あり、劔南の
 惟上、河北の義圓、金剛一界新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏
 界を青龍の義明、日本の空海、兩部をつくとふ、義明ハ、唐朝よおき
 傳ふ、灌頂の師たるべり、世をややく、弘法ハ、六人
 の中よ瀧瓶なり、惠果の俗弟子吳、たのまきバ、真言の宗よ
 ハ、正統なりといふべきなりや、こま又、異朝の書よ見え
 るなり、傳教も、不空の弟子、順曉にあひて、真言を傳へら

顯密 應化の說法を顯教と云ふ、人天三乘の機に應じて、顯密の淺略を説くなり、法身の說法を密教といふ、佛の内證を知ることを教へば、故に密教といふ秘して示さざる謂ふあり

まゝとらうと、在唐幾もろり、深く學せり、まゝにや、歸朝の後、弘法もそとぶらまゝなり、又今ハ、此の流才えまゝなり、慈覺、智證ハ、惠果の弟子、義操、法潤と聞えり、弟子、法全ありあひて傳へらる、お不よそ、本朝流布の宗いまハ七宗あり、この中も、真言、天台の二宗を、祖師の意巧もまゝ、鎮護國家のつめと心ばけり、ふや、比叡山も、比叡山といふと、桓武傳教心を一にして、興隆せり、まども、舊事本紀に比叡の顯密をいびて紹隆す、殊に、天子、本命の道場を、御願をいのる地なり、又、根本中堂を止觀院と云ふ、法華の經文もつき、天台の宗義により、鎮護の深義ありとぞ、東寺ハ、桓武遷都のまゝ、皇城の鎮のため、是をさてらる、弘仁

止觀院、止觀ハ印度語、止觀摩訶毘鉢舍那といふ、止ハ煩惱妄念を止息するをいひ、觀ハ觀照して、智慧を發起して、諸法實相を觀し、十界の依正を照すをいふなり、この義をとりて院と名づけらるなり

諸宗雜住云々、空海真言院を、兼ねて三論、俱舍、成實等の宗師を、諸宗同化の場とす

三流ハ、延曆、園城、東寺とす

の御時、弘法も給ひて、まゝ、真言の寺と、諸宗の雜住を許し、地なり、此の宗を神通乘と云ふ、如來果上の法門にして、諸教にまゝ、極秘密といへり、就中、我が國ハ、神代よりの縁起、此の宗の所説も符合せり、此のゆゑもや、唐朝に流布せり、まゝ、唐の事も、則、日本も、まゝ、相應の宗なりといふも、理よや、大唐の内道場も准じて、宮中も真言院をた、使の廳なり、大師奏聞して、毎年正月、此の所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又、十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗もよりて深意あるべし、三流の真言、いづきと云ふべきなり、ねど、真言を以て、諸宗の第一とする事も、むねと、東寺により、延喜の御宇も、網所の印鑑を、東

山門寺門、延曆寺と圓
戒寺とちり

四ヶ所の戒壇、奈良の
東大寺、下野の樂師寺
近江の延曆寺、筑前の
觀音寺と

寺の一の阿闍利と預けらる依りて、法務のことを知行
して、諸宗の一座となり、山門、寺門も、天台をむねとするゆ
ゑにや、顯密をりねとせど、宗の長をも、天台座主と云ふ
めり、此の天皇、諸宗をちりて興らせ給ひたり、中あり、
傳教、弘法、御歸依ふりたりた、傳教、もつめて、圓頓の戒壇
を立つべきより奏せしむるを、南京の諸宗、表をあげて
いひし申し、つひに戒壇の建立をゆるはれ、本
朝四ヶ所の戒壇とる、弘法は、ことほら、師資の御約あ
るにき、に給ひたりとぞ、此の兩宗のなり、花嚴
三論は、東大寺よこきをひろめ、彼の花嚴は、唐の杜
順和尚よりいりたるを、日本の良辨僧正傳へ
て、東大寺に興隆す、此の寺は、すまもら此の宗によりて

三論宗傳來、三説あり、一ハ慧觀之を傳ふ
と、二ハ慧觀の法孫智
徹之を傳ふと、三ハ
道慈大空年間、入唐し
て之を傳へたりとい
ふといづれなるを
を知らず
孝徳の御世と云々、此
の事、孝徳紀に見え、
俱推古紀三十三年正
月の條、高麗王僧慧
灌を貢せし事あり、或
ハ此を誤れるとや
今定めて
法相宗傳來の事も亦
五説あり、一ハ道昭
傳來して元興寺に弘
めきと云ひ、二ハ齋
明帝四年、智通、智達
の兩師入唐して、玄奘及
慈恩と就きて學び、
所ちりといひ、三ハ
其後五十五年を経て

建立せしれり、や、大花嚴寺と云ふ名あり、三論ハ、東
晉の同時、後秦といふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、
此の宗をひらきて、世よりへたり、孝徳の御世に、高麗
の僧、惠觀來朝して傳へたり、あつて、最前流布
の教ふや、そのち、道慈律師請來して、大安寺よひろめ
き、今ハ花嚴とちりびて東大寺よあり、法相も、興福寺よ
あり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて、國よひろめ、日
本の定惠和尚、大織冠のこの國にあたり、玄奘の弟子た
り、りど、歸朝の後、世をまやく、いまの法相ハ、玄昉僧
正と云ふ人、入唐して、泗州の智周大師の弟子、逢ひ
て、こきをつらへて流布しけり、春日の神も、殊更、此
の宗を擁護し給ふるべし、この三宗よ天台をくもへ

文武帝大業三年、新羅の智鳳、智瓊、智雄の三師、共ニ勅を奉りて入唐し、樓揚大師、學び歸朝して之を弘め、きといひ、四ハ其の後十三年を経て、玄奘入唐し、樓揚大師、歸朝の後、こまを興福寺ニ弘めたりきともいふ、此ニ志るべきなり、亦一説あり、三宗、三論、法相、花嚴をいふ、大乗、小乗、兼トハ申さず、法よく人を運載す、故ニ兼ト申ふといふ、又大乗ハ即華門より、小乗ハ即易門より、清智の比夫ハ、易門を示して、之を誘ふ地、極樂の說是ちり、その難門ハ、性理論ニ屬して、哲學中家派連なる

て、四家の大乘と云ふ、俱舍成實などいふハ小乗なり、道慈律師、ちるどくつとへて流布せしむれども、依學の宗より、列宗をたつることあり、我が國、大乘純熟の地なれば、や、小乗をちるふ人のなきなり、又、律宗ハ、大小に通ずるなり、鑒真和尚來朝して、ひろめられしより、東大寺、及、下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此の戒をうけぬりのハ、僧籍につらなるぬ事より、にき、中古よりこのつと、其の名はよりよて、戒體をまもるふとたえよるるを、興正井、南都の思圓上人等、章疏を見あしらめて、戒師とちる、北京ふる、我禪上人入來して、彼の土の律法をつとへて、こまをひろむ、南北の律、再興して、かの宗より入るとも、つとハ、威儀を具するふとふるべきこと

るものより、人おなく之を解する、苦つ、東大寺及云々、こまを日本の三戒壇といへり、北京、南都奈良、對して平安城を北京といふ、律、四律あり、一ハ十誦、律ニハ四分律、三ハ僧祇律、四ハ五分律、僧祇律の將來せるハ、第二の四分律より、後世、真言律の他ハ、皆之を遵奉せり、故ニ正傳といふとこ、慧可云々、慧可ハ隋の開皇十三年、寂せり、もつめ、可達磨、少林寺に謁す、壁面壁して、願はず、偶大ニ雪ふる、可雪中ニ立ちて積雪膝を過く、とら去ら

ど、禪宗ハ、佛心宗といふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りてひろめられしに、武帝ニ機をちるせず、江を渡りて、北朝より、嵩山と云ふ所より、つと、面壁して、年を送られり、後に、慧可こまをつと、慧可より下、四世、弘忍禪師と聞えり、嗣法、南北に相わらる、北宗のちのれを、傳教、慈覺つとへて、歸朝せしむべき、安然和尚、慈覺の孫弟子、教時、諍論といふ書に、教理の淺深を判する、真言、佛心、天台とつとねり、此をど、うけ傳ふる人ありて、つと、近代とちりて、南宗のなげれおなくつと、は、異朝より、南宗の下に五家あり、其中、臨濟宗の下より、又、二流とちる、これを五家七宗といふ、本朝より、榮西僧正、黃龍の流をくちて、傳來の後に、聖

又左臂を断ちて法
法の志を示す磨遂
法を傳へりきとそ
榮西ハ賀陽氏楠中の
人なり建保三年七月
録倉壽福寺に寂せり
黄龍の流云々釋迦正
法妙心を以て迦禁
屬一二十八傳して達
磨に至り六傳して曹
溪に至り又六傳して
臨濟に至り八傳して
黄龍に至り又更ニハ
傳して徽に至り榮西
宋に入りて徽より正
傳を受く故ニ是より
はきニ禪の入りこと
ふろ一と雖も皆正
傳よりずとて榮西
を以て禪宗の開祖と
いふなり
禪とハ其の常ニ静
止ニ禪定を修むるを
いふなり

一上人石霜の下つめと帝丘のちのれを無準よりく彼
の宗のひろまれる事ハこの兩師よりのとちり打ち二
いた異朝の僧もあまと来朝し此の國よりもわたりて
傳へりうバ諸家の禪にほく流布せり五家七家といひ
へども以前の顯密權實等の不同よりハ相似るべし
いづきも直指人心見性成佛の門をバ出でしるなり弘
仁の御宇より真言天台のちうりにちる事をいさ
りちるせりにつきて大うとの宗も傳來のなりむきを
のせり極めてあやまち多うらん但君としてをいづ
れの宗をも大概ちるしめして捨てらるる事ぞ國
家攘災の御をりことなるべき菩薩大士もつうはど
る宗あり我が朝の神明もとりわた擁護し給ふ教あり

直指人心云々禪宗ハ
教外別傳不立文字と
立て直指身心見性成
佛と成り經卷陀羅尼
を以て人を教化せり
いま各自の工風ニ放
任すといふ
菩薩菩提薩陞をいふ
菩提ハ佛道の名ちり
薩陞泰ハ大心衆生
といへり大心ありて
佛道に入まると菩提
薩陞と名つくるとぞ
根機心根機關の義ち
り

一宗ニ志ある人餘宗をそりていやくむ大きなるあや
まりちり人の根機志なきはち教法も無盡なりい
えんやわら信ずる宗をごあきくめずしていまだ志
らざる教をそらんち極めたる罪業にやわきハ此の
宗ニ歸すれども人ハまご彼の宗よりらばす共ニ隨
分の益あるべしおまみち今生一世の値遇にい國
の主とそちり輔政の人ともちりらば諸教を捨てて
機をりちらずして得益のひろからん事をい給ふ
べきなり且ハ佛教にい儒道の二教のいづりも
ろくの道いやしき藝までもたふし用ふるを聖代と
いふべきなりおよそ男夫も稼穡をつとめてたのきも
食し人よあへてもうえらるしめ女子も紡績をいと

して、みづくも衣、人をとあつゝあつゝもむ、賤に似
 たまども、人倫の大本あり、天の時にあつゝひ、地の利も
 されど、此の外、商活の利を通ずるもあり、工巧のわざを
 このむえり、仕官も心ばすもあり、是を四民と云ふ、仕
 官するるとして、文武の二道あり、座して以て、道を論ず
 るハ、文士の道あり、此の道に明ららるるハ、相とするよ
 たへり、征きて功を立つるハ、武人のわけあり、此の
 ざふ譽あつゝバ、將とするふとあり、はまバ、文武の二ハ、志
 ぢくも捨て給ふべうと、世亂れくる時を、武を右に
 し、文を左にす、國を治まれるときは、文を右に、武を左
 にすともいへり、古も、右を上とす、よかくのごとく、はま
 ちる道を用ひて、民のうきへをやすめ、をののの

曆數論語云、先曰、咨爾
 舜、天之曆數在爾躬、註
 云、曆數謂列次、疏云、言
 天位之列次、當在女躬

つくして、身づううの心をほくきまにす、事ハ、亂世
 亂國の基あり、我が國も、國種のかたる事ハ、ちけきとも、
 政みどきぬれば、曆數久しうと、繼體もたがふとめ、
 所々に志るせり、いそんや、人の臣として、其の職を守る
 べき小おききをや、抑、民をちびくにつきて、諸道、諸藝
 なる要樞あり、古も、詩書禮樂をりらて、國政を治むる
 四術と、本朝も、四術の學をうてらるゝと、たうなる
 らげれど、紀傳、明經、明法の三道に、詩書禮を攝すべきも
 こそ、算道を加へて四道と云へり、代々に用ひられ、其の
 職をおるゝ事あるバ、くもく志るすもあつゝ、醫
 陰陽の兩道、又、これ、國の至要あり、金石、絲竹の樂を、四學

五聲十二律五聲八宮
商角徵羽宮商十二律
ハ六律六呂をいふ

輪扁斲輪をけづりて
云々
莊子天道篇云桓公讀
書於堂上輪扁斲輪於
堂下斲雖鑿而上問桓
公曰敢問公之所讀為
何書邪公曰聖人之言
也曰聖人在乎公曰已

の一よりして、りたり政をする本あり、今ハ、藝能のぶとく
におりへる、無念の事あり、風を移し、俗をかふるをも、樂
よりよきもちるといへり、一音より、五聲十二律又轉ト
て、治亂をわきまへ、興衰を志るべき道とこそ見えられ、
又、詩賦歌詠の風も、今の人のこのむ所、詩學の本にハ殊
なり、志らまじきも、一心よりおらりて、よろづの言の葉と
ちり、末の世も、人を感ぜしむるみちあり、是をよく
せば、僻をやめ、邪をふせぐ教あるべし、うれば、いづき
り、心の源をあきりめ、正る歸する術ありん、輪扁が輪
をけづりて齊の桓公試をへ、弓工が弓をつくりて、唐
の太宗をちりりむるたぐひもあり、乃至、圍碁彈碁の
たえぶまきでも、おろちち心法をいめかるるべき

死矣曰然則君之所讀
者古人之糟粕已夫桓
公曰寡人讀書輪人安
得識乎有說則可無說
則死輪扁曰臣也以臣
之事觀之斲輪徐則甘
不固疾則苦而不入不
徐不疾得之於手而應
於心口不能言有數存
焉於其間臣不能以言
臣之子臣之子亦不能
受之於臣是以行年七
十而老斲輪古之人與
其不可傳也死矣然則
君之所讀者古之糟粕
已夫と見えり
弓工が弓をつくり云
々
貞觀政要云貞觀初太
宗謂蕭瑀曰朕少好弓
矢自謂能得其妙近得
良弓十數以示弓良乃
曰皆非良材也朕問其
故工曰木心不正則脈

わけをとめんがためあり、但、其の源にいとづらざと
も、一藝をまらぶべき事や、孔子も飽までに食いて、終
日心を用ふる所ありんより、博奕をどよせよとい
へるめり、まして、一道をうけ、一藝をえたづららん人、
本をあきりめ、理をちとる志ありん、これより理世の要
ともあり、出離のちりごとくもありらん、一氣一心よ
りとづけ、五大五行により、相剋相生をいひ、自もちり、
他もさきりめん事、萬の道、其の理ひとつあるべし、
此の御門、誠に、顯密の兩宗を歸し給ひのちりん、儒
學もあきりかに、文章もたくましく、書藝もすぐま給へり
き、宮城の東西の額も、御まづら書らせ給ひぬ、天下を
治め給ふ事十四年、皇太弟にゆづりて太上天皇と申①

理皆邪、弓雖剛勁而違
 箭不直、非良弓也、朕始
 悟焉、朕以孤弓定四方
 用弓多矣、而猶不得其
 理、况朕有天下之日淺、
 得為理之意、未及於弓、
 弓猶失之、而況於理乎、
 と見えり
 五大五行、五大ハ、地水
 火風空をいひ、五行ハ
 木火土金水をいふ

標註 不皇正統記

⑤帝都の西、嵯峨と云ふ所に、離宮をいめてぞまゝ
 くら、一旦、國をゆづり給ひしとのちならび、行末までも、は
 づけまゝよはんの御心ばしや、新帝の子、恒世親王を
 太子とて給ひしを、親王、又かゝく辭退して、世をそむ
 きたまひたるこそあり、うとけき、上皇、ふりく謙讓しま
 けるよ、親王、又かゝくのづれ給ひたる、末代までの美
 談にや、むろゝ仁徳兄弟相讓り給ひし後、ハ聞らば、
 事あり、五十七歳おちまゝき

第五十三代、淳和天皇ハ、西院の帝とも申す、桓武第三の
 子、御母ハ、贈皇太后藤原旅子、贈太上天皇大臣百川の女なり、
 癸卯弘仁十四のち即位、甲辰改元、天長天下法を定め、ま
 ふ事十年、太子了ゆづりて、太上天皇と申す、この時、兩上

ゆゑありてすてられ
 云々、承和九年、東宮帯
 刀伴健岑等及謀事
 親王に連るり、故に癸
 せしき給ひしなり

皇まゝけき、嵯峨を、前太上天皇、此の御門を、
 後太上天皇と申す、嵯峨帝の御おきて、よや、東宮に、
 又、此の帝の御子、恒貞親王立ち給ひし、兩上皇かくれ
 まゝのちよ、ゆゑありて、すてらま給ひき、五十七歳
 になりまゝた
 第五十四代、第三十世、仁明天皇、御名ハ正良、是よりけき
 ちり、多くハ、乳母の姓ちり、御名ハ用られき、是深草
 より、二字なり、くまゝませハ、のせたてまつる
 の帝とも申す、嵯峨第二の子、御母ハ、皇太后橘の嘉智子、
 贈太政大臣清友の女なり、癸丑天長十のち即位、甲寅ハ
 改元、承和この天皇ハ、西院の御門の猶子の義まゝ、
 けき、朝覲も、兩皇にせしめたも、ふあるときハ、兩皇同
 所に、観禮もありたりとぞ、我が國のはらりなり

訂正 中皇正統記

この御代よを云々、
歳解の成まるをいふ
ちり

事ハ此の比不ひよやありらん遣唐使もつねりあり歸
 朝のち建禮門の前に彼の國の寶物の市をさす群
 臣は給をする事もありき律令ハ文武の御代よりいど
 めらまゝりどこの御代よりぞえびとへのられよ
 る天下城をいめたまふこと十七年四十一歳れちま
 一き

第五十五代文徳天皇御名ハ道康田村の帝とも申仁
 明第一の子御母ハ太皇太后藤原の順子五條の后と申しき左大
 臣冬嗣の女嘉祥の年即位辛未仁と改元天下
 を治め給ふ事八年三十三歳おはしまき

第五十六代清和天皇御名ハ惟仁水尾の帝とも申せり
 文徳第四の子御母ハ皇太后藤原の明子淡殿の后と申しき攝政

阿衡書經太甲註、何
 倚衡平也、商之官名也
 言天下之所倚平也と
 見えり

太政大臣良房の女ちり我が朝ハ幼主位に居給ふこと
 まどちりき此の天皇九歳にて即位戊寅天安の年ちり己
 卯貞改元貞踐祚ありりバ外祖良房の大臣はめて
 攝政せりる攝政と云ふことりらこよを唐堯の時虞
 舜を登用して政をまうせとまひき是を攝政といふるか
 くて三十年ありて正位をうけられき殷の代に伊尹と
 云ふ聖臣あり湯及太甲を輔佐す是ハ保衡といふる阿衡
 云へ其の心ハ攝政ちり周の世に周公旦又大聖ちりき
 文王の子武王の弟成王の叔父ちり武王の代よハ三公
 につらちり成王わうくて位よつき給ひりバ周公と
 づり南面して攝政す成王をおいて南面せり漢の昭
 帝又幼よて即位武帝の遺詔により博陸侯霍光といふ

襁褓ハ、幼兒を負ふ衣
なり、こゝハ直ニ幼
少なる事ニ用ひし

人、大司馬大將軍にて攝政^す、中みも周公霍氏をそ先蹤
ふも申すめる、本朝にも、應神うまき給ひて、襁褓まき
くくりバ、神功皇后、天位に居たま^{ひき}、ちりまとも攝政
と申し傳へり、是ハ、今の義にハ異ちり、推古天皇の御
時、厩戸の皇子攝政^{ひき}給^{ひき}、こまぞ、帝ハ、位にそまきりて、
天下の政、ちあ^{ひき}りちり、攝政の御まきりちり、齋明天
皇の御代、御子中大兄の皇子、攝政^{ひき}給^{ひき}、元明の御世
の末つり、皇女淨足姫の尊^{元正天皇の}御事^{ちり}、ちりちり、攝政
し給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして
ぞ、まは^{ひき}り、人臣にて攝政す^{ひき}事ちり、まりよ^{ひき}ちり、但、
此の藤原の一門、神代より、故ありて、國主をすけたて
まつる事ハ、はきよ^{ひき}そ^{ひき}所々よりせり、淡海公の^{ち、參}

補陀落云々、ふどらく
山ハ觀音の淨土なり、
ちりを今興福寺ニ觀
音の像を安置せるガ
故ニ准へてちりハ、
ふちり、北の藤波ハ、冬
嗣ハ北家の流る、ま
その意をよせてま
れ^{ひき}り
皇子皇孫云々、皇子
に源姓を賜ひし事ハ
弘仁五年より、ま
り、當時皇子八人、源
姓を賜ひし事、日本紀

議中衛大將房前、其の子、大納言真楯、其の子右大臣内麻
呂の三代も、上土代のごとく、ちりえずやありちり、内麻
呂の子冬嗣の大臣^{開院の左大臣と云ひ}、藤原の^{ちり}と
へぬる事をちりき、弘法大師に申しあせせて、興福寺
に南圓堂を立て、この^{ひき}申^{ひき}ま^{ひき}ちり、此の時、明神役夫
にま^{ひき}ちりて、補陀落の、南の岸、堂立て、今ぞちりえ
ん、北の藤波と詠^{ひき}給^{ひき}ひちりちり、この時、源氏の人々、
數多失せりけり、と申す人あまど、大きちりひが事ちり、
皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位よ^{ひき}ちり事ハ、此の
後の事ちり、誰人ちり失すべき、ちりれど、彼の一門のちり
え^{ひき}し事、ま^{ひき}ちり、祈請に應へ^{ひき}りちりちり、大^{ひき}り、
此の大臣、遠きをもちりちり、子孫、親族

略見之なり、この後
代々の例よりなり
菅江、菅原大江の二
約なり

氏の長者職原抄云藤
氏長者蒙攝政關白詔
之人為其任、仍別不及
宣下也、但、宇治左大臣
賴長非攝關為長者宣
下之例初此乎
氏の社ハ春日の神を
いふ
關白百寮訓要抄云人
臣の位より、政事を管
領する職なり、職原抄
云關白者漢宣帝立霍
光攝攝政、非幼主之故
霍光遷政宣帝猶重其
人、今關白萬機關白之
号、此而始云、河海
抄云陽成天皇元慶四
年十二月八日詔右大

の學問をす、めん、め、勸學院を建立、大學寮より東
西の曹司あり、菅江の二家、是をつうさどりて、人をを
ふる所なり、彼の大學の南に、此の院をくせられ、
南曹とぞ申し、**ゆ**氏の長者たる人、むねと、此の院を管
領して、興福寺、および氏の社の事を取りたこむ、**る**、良
房の大臣、攝政せられ、より、彼の一流まつとちりて、絶
えぬ事より、ふり、幼主の時をうり、とおほえ、
ど、攝政關白も、いど、まきる職にちり、ぬ、たのづ、攝關
と云ふ名をと、めらる、時も、内覽の臣をちり、れ、
バ、執政の義かえる事あり、天皇おとちび給ひけきを、攝
政まつりごと、たけり、へ、奉りて、太政大臣より、白河に閑
居せ、きにたり、君ハ外孫より、ま、おせば、猶も、權を專に

臣正二位藤原基經始
為關白、是亦關白元始
也

源信ハ嵯峨天皇の皇
子なり

烏帽子、直衣を着るが
ら、略服のき、よての
義なら、烏帽子直衣ハ
略服なり、
善男ハ伊豆に流し

せ、るとも、あらそふ人あるま、く、や、られども、謙退の
心ふり、閑適をこのて、常に、朝参するも、せられ、
り、其のころ、大納言伴善男と云ふ人、寵ありて、大臣を
望む、ころ、ら、ち、ん、あり、る、時に三公閑を、
大臣良房左大臣 信の左大臣を失ひて、其の闕より、
信、右大臣良相、**任**せ、**ら**んとあひものりて、先、應天門を焼、**ら**、左大
臣、世をふ、ご、らんとするく、ち、りて、と、讒奏、**ら**、天皇に
どろき給ひて、糺明におよむ、右大臣ふめ、仰せて、す
でに誅せ、るべきより、ぬ、太政大臣、此の事を聞きに
どろき遷てられ、るあまり、烏帽子、直衣を着るが、
白晝に、騎馬にて馳参して申し、ち、め、き、り、其の
後、善男が陰謀あり、る、て、流刑に處せ、**ら**、此の大臣の

訂正 申皇正統己中卷

三十六

教育書專賣所

在位の帝云々
素真と申せるハ元慶
三年五月落飾し給ひ
後の法名を云へし
然らハ在位の帝云々
と云ふと云ふハ據ら
ぬ如し

忠節、誠小無止事ことふらん、天皇佛法に歸したまひて、
常よ、脱履の御志ありて、慈覺大師よ受戒し給ふ（五）法師を
はげけたてまつ（五）素真と申（五）在位の帝、法師をつき
給ふ事よのほねちるぬにや、むうし、隋の煬帝の、晉王と
いひし時、天台の智者よ受戒して、總持と云ふ名をつう
れし（五）、よろぬ君の例もきど、智者のむうしの跡を
きバ、ちるるへ用ひられらるや、又、此の御時、宇佐の八
幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり給ふ（五）天皇さこ
しめして、勅使を遣かち、其の所を照し、ゆるし（五）の工
よおせして、新宮をつくりて、宗廟に擬せし（五）鎮坐の次
見え、天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子よゆづりて志
とぞ、せ給ふ（五）中三とせはつりありて出家、慈覺の弟子

序前 真楠 内層
一 各 嗣 良房 基經

よて、灌頂うけらせ給ふ（五）丹波の水尾と云ふところより
けし給ひて練行し、まゝ、ほどちかくれ給ふ（五）
御年三十一歳おそしまりき
第五十七代、陽成天皇、御名ハ貞明、清和第一の子、御母ハ、
皇太后藤原の高子、（二）二條の后と申しき、贈太政大臣長良の女あり、
丁酉（十九）貞觀のとし即位、改元、元慶、右大臣基經攝政して、太政
大臣よ任（五）此の大臣ハ、良房の養子なり、實ハ、中納言長良の男、此の天皇の外舅あり、忠仁公
の故事のこと、（五）此の天皇、性惡にして、人主の器よ堪へ
べ見え給ひなきバ、攝政をげきて、廢立の事をはとめら
きにたり、むうし、漢の霍光、昭帝をとすけて攝政せしよ、
昭帝、世をもやくし給ひしバ、昌邑王を立てし、天子と
昌邑、不徳にして器よたへず、即廢立をおおしひて、宣

帝を立て奉りき、霍光が大功とこそ志る、傳ふれ、此
の大臣まほしき外戚の臣、政を專にせしむ、天
下のため、大義を思ひて、いづれか、おとくをいとも
でき、いそぎ、一家にも人こそおとくなき、えい、い
政、關白ハ、此の大臣の末の、を絶えせぬ事にあり、ふけ
る、つぎ、大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆、此の大
臣の苗裔あり、積善の餘慶ありと、おとくをたぶつれ、天皇
天下を治め、まふ事八年にして、あつ、おとくを、八十一
歳までおとくを、まふき

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、御名ハ時康、小松の帝
とも申、仁明第二の子、御母ハ、贈皇太后藤原の澤子、贈
太政大臣總繼の女あり、陽成あり、おとくを、給ひ、とき

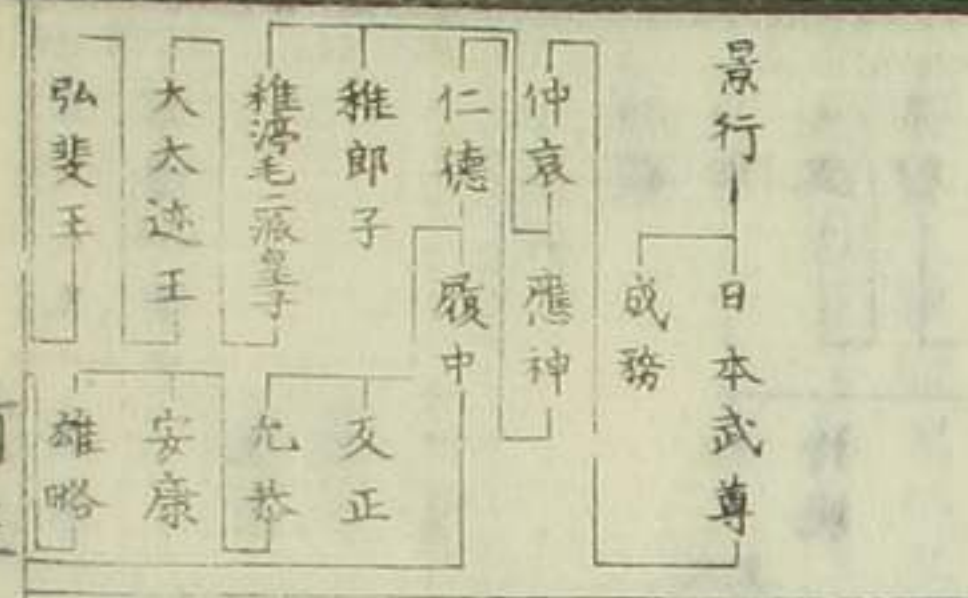
厚前一魚名一末茂
「總繼一澤子」

攝政昭宣公あり、の皇子を相り申は、まふ、此の天
皇、一品式部卿兼常陸太守と聞え、御年たうて、小
松の宮にまふ、ける、俄にまふ、見給ひ、まふ、
人主の器量、餘の皇子、おとくを、まふ、まふ、まふ、
りて、即、儀式をと、のへて迎へ申は、まふ、本位の服を
著し、まふ、鸞輿に駕りて、大内お入らせ給ひ、まふ、今年
甲辰元慶の、まふ、乙己、改元、仁踐祚の、まふ、攝政
を、まふ、關白と、これ、我が朝、關白の始あり、漢の
霍光、攝政あり、宣帝の時、政をかへて退けるを、萬
機の政、猶、光、關白せしめよとあり、其の名を、まふ、
おとくを、まふ、此の天皇、昭宣公の、おとくを、まふ、
立ち給ひ、まふ、御志も、まふ、まふ、其の子を、殿上

其の子を殿上、まふ、
て、長子時平を、まふ、

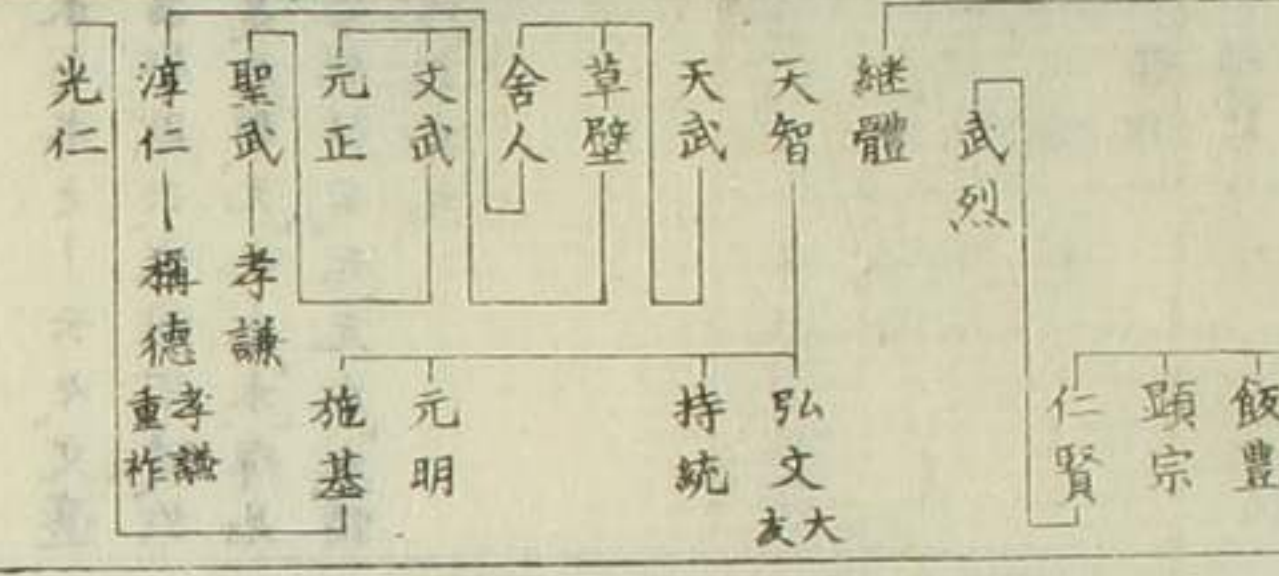
にめりて元服せしめ御つづり位記をあらはして、正五位下より給ひたりとぞ、ひはしく絶えよける、芹川の御幸ありありて、古き跡をおこはる事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳にましましき、大く、天皇の世づきをしるせるふも、むらより、今にいふまで、家々よあまきあり、かくあるせらも、ゆき、珍しうぬ事あり、神代より、繼體正統の違をせ給ふぬ一はしを申ゆんが為なり、我が國は、神國なれば、天照太神の御まゝひまらせらるるふや、ゆき、其の中よ、御あやまりあきば、曆數も久しうらば、又、つひも、正路よりへれど、一旦古き法もせとすふためにもあり、是は、皆みづくららるる給ふ御科あり、冥助のむらきよもあ

本を本と云々、文選西都賦云、大雅宏達、於是為群、元元本本、神見洽聞註云、元元本本、謂得其本元



に、佛も、衆生をみちびきつくし、神も、萬姓をすぢかちりしめんところ給へど、衆生の果報しるるに、くろ西の性同しうらば、十善の戒力ふて、天子とちり給へども、代々の御行迹、善惡又まちり、かり、れば、本を本として正にりへり、元を元として邪をすて、まん事を、祖神の御心り、ハかちませ給ふべき、神武より景行まで十二代を、御子孫、そのまに、つぎせ給へり、がちり、うらば、日本武尊、世をまやくし、まにり、りて、御弟成務へた、り給ひり、と、日本武の御子ふて、仲哀つらへま、り、ぬ、仲哀、應神の御後、仁德傳へ給へり、と、武烈、惡王よて日嗣たえま、り、り、時、應神五世の御孫よて、繼體天皇え、り、たれ立ち給ふ、こまらん、め

「倭主人王」清寧
市邊押膳皇子



此に大友皇子の天下をえ給はずと記すは、日本紀に因れるものちも、尚たがへ

けらしきためりち、はまど、ふつをちるべありそよ
 時よこそ、傍正のうとがひもれき、群臣皇胤ちきことを
 愁へて、ゆとめ出で奉りしうふ、其の御身賢にして、天
 の命をうけ、人の望にちひまし、くまバ、とかくの
 うとがひあるべし、其の後相つぎて、天智、天武、御兄
 弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御ちが
 れ久しく傳へらましに、稱徳、女帝にて御嗣もち、又、政
 もみどりぎちしく聞えしうバ、たしちち御讓ちて、
 絶えよき、光仁、又、かちちよりえをれて立ちたまふ
 これるん、又、繼體天皇の御事よ似給へる、然まども、天智
 ハ、正統にてまし、き、第一の御子大友こそ、あやまり
 て、天下をえしまをば、ちちと、第二の皇子よて、施基の

久扶桑略記、天智天
 皇十一年十月、幸大友、太
 政大臣為皇太子、十二
 月三日天皇崩、同月五
 日、大友皇太子即位、位
 と見え、これ正統
 たり、大日本史よ皇統
 入り奉り、ハ、實に
 公正の見ちり

仁明
 文徳 清和
 陽成
 光孝
 三代ちり、繼體、光仁、光
 孝の三天皇よ坐せり

御孫御とちちり、其の御子ちれば、此の天皇の立ち
 給へる事、正理にちちへ、いとぞ申すべき、今の光孝、又、昭
 宣公のえ、びして立ち給ふといへども、仁明の太子、文
 徳の御ちがまなり、陽成、惡玉にて退けられしに、
 仁明第二の御子よて、ちち、賢才諸親王にすぐれまし
 けきバ、うとがひなき天命とこそ見え、かやう
 ちちと、より出で給ふ事、是まで三代ちり、人のちせ
 る事とハ、心得奉るまときちり、ちきよ、ちるせることわ
 ちをよきときまへらるべき者をや、光孝より上つうと
 ハ、一向上古ちり、よろづの例を勘ふるも、仁和より下つ
 方をぞ申すめる、いよへす、猶か、る理にて、天位を
 嗣ぎ給ふ、まして、すまのせり、ちち、まき御ゆづりち

てハ、たゞとせ給ふまじき事と心得てまつるべき事
 リ、此の御代より、藤氏の攝籙の家も、他流にうつりて、昭
 宣公の苗裔のみぞたゞしく傳へられあはる、上も、光孝
 の御子孫、天照太神の正統とゆゞまり、下ハ、昭宣公の子
 孫、天兒屋根命の嫡流とちり給へり、二神の御ちりひた
 がもずして、上ハ帝王三十九代、下ハ攝關四十餘人、四百
 七十餘年もちりぬるにや
 第五十九代、第三十二世、宇多天皇、御名ハ定省、光孝第三
 の御子、御母、皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女
 子、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給ふも、せまらまひきそ
 のかゝ、常に、鷹狩をこのませ給ひらる、ある時、賀茂の
 大神あゝもれて、皇位まつりせ給ふべきよしを志め

賀茂の太神、秦氏本系
 帳云、鴨上社号別雷下
 社号御祖、神名式云、山
 城國愛宕郡、賀茂別雷

神皇正統記中卷
 臨時の祭、寛平元年十
 一月二十一日の事

申はまゝり、踐祚の後、かの社の臨時の祭をもちめらる
 し、太神の申しつけ給ひらる故とぞ、仁和三年丁未の
 秋、光孝御病ありしに、御兄の御子たちをおきて、ゆづり
 をうけ給ひ先親王とちり、皇太子と立ち、即受禪、同年の
 冬即位、一年ありて、己酉、改元、寛平、踐祚のはじめより、太
 政大臣基經、まゝ關白せし、此の關白薨して後、志を
 らく、其の人ち、天下を治め給ふ事十年、位を太子にゆ
 づりて、太上天皇と申し、中一年をちりありて、出家せし
 せ給ふ、御年三十三にや、わらくより、その御心づゝあり
 きとぞ、仰せ給ひらる、弘法大師三代の弟子、益信僧正を
 御師にて、東寺にて灌頂せし給ふ、又、智證大師の弟子、
 僧命僧正ふも、于時、法橋ちり比叡山にてうけさせ給へ

出家せし給ふ云々、
 天皇出家して、法皇と
 稱し給ふ、法皇の号々
 之を始とひ
 空海、真雅
 源仁、益信
 寛平法皇

標註 仁海僧正

仁和寺、仁和四年八月の創立にして、益信の開基といひ、廣澤小野云々源仁の弟子、二僧あり、一を益信といひ、仁和寺を開き、廣澤流の始祖なり、二を聖宝といひ、醍醐寺を開き、小野流の始祖なり、廣沢流分して六派とあり、小野流亦わらきて六派とあり、之を其言の十二流といふ

り、弘法の流をむねとせしむるまひけまば、其の御法流として、今またえび、仁和寺につくふるは是なり、およそ、弘法の流に、廣澤仁和寺、小野醍醐并勸修寺の二あり、廣澤を、法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正敦實親王の子、法皇の御孫なり、寛朝廣澤にすまれしうば、彼の流といふ、其の後、代々の御室相傳へて、たゞ人をおひまはしむるに、法流をあづけらるる事ハ、兩度あり、ゆきど、小野の流ハ、益信の相弟子より、御室を代々親王なり、聖寶僧正として、智法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事のあり、ゆるにや、志らまども、年戒おとくせけるゆゑ、法皇御灌頂のときも、有職衆につくありて、嘆徳と云ふことをつとめられたるき、延喜の護持僧として、ここに崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も、相つぎて護持

申し、おちしく崇重ありき、綱中の法務を、東寺の一阿闍梨に付せしめられしも、此の時よりま正の法務ハ一の長者あり、諸寺ちかちか皆、權の法務あり、又仁和寺の御室ハ、總法務として、綱所を召し仕えり、事ハ、後白河院以來の、此の僧正ハ、高野にまうて、大師入定の窟を開きて、御髪を剃り、法服ちかきせしへ申し、人あり、其の弟子淳祐石山の内供と云ひき、相伴ひくまども、終に見奉らま師の僧正、その手をとりて、御身うふきしめり、とぞ、淳祐罪障のりくをちげきて、身下の心ありくまば、弟子元果僧都に延命院と云ひき許可をうりて、授職をゆるはま勅定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂をとま彼の元果の弟子仁海僧正、又、智法の人ちりき、小野といふ所にすまきなるより、小野の流といふ、志らまば、法皇

訂正 神皇正統記中巻

四十二

教習書專讀所 普賢

ハ、兩流の法主にまゝすなり、王位を去りて、釋門に入ることハ、其の例おなりといへども、かく、法流の正統となり、志うつと、御子孫繼體し給へる、ありうときためしにや、今の世の中までも、かゝる事ハ、延喜、天曆と申しちりて、この御世こそ、上代よきバ、無為の御政ちりんとたしちりぬ、菅氏の才名よりて、大納言大將まで登用し給ひしも、此の御時ちり、又、謙國の時、ちまゝをへ申しきし、寛平の御識とて、君臣あふぎたてまつる事もあり、むろし、あふも、天下の明德も、虞舜よりたまる見えり、唐堯のりちひ給ひしよよて、舜の徳もあつたれ、天下の道も、あさるにちりよくとぞ二代の明德をりちて、この御事お

謙國、天皇の位を皇太子に譲り給ふ事あり、又、謙國ともいふ

はのり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代よぞかくれはせ給ひたる、七十六歳むろしき

房前、真楠、内膳

冬嗣、良門、高藤、胤子

第六十代、第三十三世、醍醐天皇、御名も敦仁、宇多第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり、丁巳、寛平の年即位、戊午に改元、昌大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇の勅をうけて、輔佐し申はれき、後に、左右の大臣に任ぜられて、ともに萬機を内覽せしむりとぞ、御門、御年十四して、位につらせ給へるをちりて、まゝり、聰明叡哲にきまへ給ひき、兩大臣、天下の政をせしむり、右相も、年もたけ、おもかこくて、天下の望む所なり、左相も、譜代の器なりけき、すてしむり、或時、上皇の御在所、朱雀院よ

終よりくぶけ奉り
云々、延喜元年正月二
十五日道真を敷いて
太宰権帥とし、道真の
ち三年よりて筑紫よ
鹿せり、年五十七、後世
文學の神として、諸國
よ祭り
善相公清行云々、三善
清行より、清行ゆきよ
菅公に書をおくりて
世事を避けて、風月を
友とせん事をすめ
らりき
貞觀元慶ハ、清和陽成
の年号なり

行幸、猶右相よりまうせらるべしと云ふ所どめありてす
でにめし仰せらまひらる故、右相かしくのれ申はま
てやみぬ、其の事、世よりきにらるるや、左相いきりほり
をふくまらまらるの讒をまうけて、終よりくぶけ奉り
し事こそあらまらる、この君の御一失とぞ申し傳へ
し、但菅氏、權化の御事なきは、末世のためよりやありけ
ん、はらりがく、善相公清行朝臣ハ、此の事、いまどきざ
らば、うらに、うねてはらりて、菅氏よ災をのぞれ給ふべ
きよりを申しききど、はらりて、此の事出来にき、はら
にえ、申せり、我が國よも、幼主の立ち給ふ事むらハち
ら、まら、貞觀、元慶の二代、まらめて、幼りて立ち給ひ
ハ、忠仁公、昭宣公、攝政よりて、天下を治めらる、此の君ぞ十

孝又子ハ、三思云々、論
福ハ孝より三思而後
行、子聞之、口再斯可矣

のちちくちりぬ、時平
の後の絶えらるをい
ふ、此の後弟忠平の子
孫の榮えらる

四にてうけつぎ給ひて攝政もちりて御らつら、政を
まらせまらる、猶御幼年のゆえ、や左相の讒よ
も、まらせ給ひらる、聖を賢も、一失ハあるべきこそ、其
の趣、經書にみえらる、はら、曾子ハ、我日三省吾躬とい
ひ、季文子ハ、三思ともいふ、聖徳の不まきまら、まら
つけても、いよ、はら、みますべきおとらりむら、
應神天皇も、讒を聞らせらまら、武内の大臣を誅せら
まら、まら、かれハ、よ、のら、まら、あき、めら、まら、
の度の事、凡憲におよび、程ら、神とあら、まら、
今より、まら、まら、靈驗無雙なり、末世の益を施はら、まら
にや、讒をい、まら、大臣のちら、まら、ぬ、同心ありらる
た、まら、ひも、皆、神罰をうら、まら、りてけるにや、此の君、久ら、

同心ありたりしひ
も云々源光藤原菅根
等をあせり
徳政云々寒夜し御衣
を脱ぎて、民の寒苦を
察し給ひし類是なり

基經
時平
兼平
仲平
忠平
保明
慶賴
寛明
徳子

世をうもたせ給ひて、徳政を好むとあちてせ給ふ事、上
代よこえり、天下泰平、民間安穩にて、本朝、仁徳のふる
き跡よとちどくへ、異域堯舜のかしこき道よもとくへ
申した、延喜七年、丁卯のごし、ゆるこの唐滅びて、梁と
云ふ國にうつり、打ちつゝき、後唐、晉、漢、周といふ
五代ちんありし、此の天皇、天下を治め給ふ事三十三年、
四十四歳おとまりき、
第六十一代、朱雀天皇、御名ハ寛明醍醐十一の子、御母、皇
太后藤原の徳子、關白太政大臣基經の女あり、御兄、保明
の太子と申しき、早世、其の御子、慶賴の太子も、打ち續
きかくれまし、保明一腹の御弟にてたち給ふ、
延長 寅 承 平 昭宣公 外舅左大臣忠平の三男
の年即位、辛卯に改元、

攝關ちりき、宇多天
皇寛平三年の後、延喜
一代、則、四十年間、攝關
ちりき

平将門相馬小二郎と
稱し、常陸下總の間に
ありて、攻剽を事とし、
逆は新皇と稱し、大臣
以下、文武の百官を皆
擬せり
使檢非違使をいふ、非
法を檢し、追捕糾断を
掌る職にして、弘仁年
間よとておとまりき

後、貞信公攝政せり、
寛平よ昭宣公薨して後、延喜
御一代まで攝關ちりき、此の君、又幼主にて立ち給ふ
によりて、故事をまうせて、萬機を攝行せしむるふ
そ、此の御時、平の將門といふのありき、上總介高望が
孫あり、高望ハ、葛原の親王の孫、平の姓を給
つらうまはりけるが、使の宣旨を望し申したり、不許を
るによりて、いきどろをちり、東國よ下向して、叛逆を
おこしてたり、先、伯父、常陸の國の大掾國香をせめり
バ、國香を自殺しぬ、こまより坂東をたしむるびり、下總
の國、相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、つづらも平親
王と稱し、官爵をちりあつたり、是によりて、天下騒動
を參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍

源經基清和天皇第六の皇子貞純親王の長子なり故に六孫王と稱せり

將門の謀反ハ、天慶二年十一月の事なり分註ニ承平五年とあるハ、別の語記の失なり

と、源經基清和の御末六孫王と云ハ藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として、さしつうもは平貞盛國香子藤原秀郷等心を一にして、將門を不ろぼして、其の首を奉りて、諸將も、道よりかへり參りにき、將門ハ承平五年二月に事を起こし、天慶三年二月に滅びぬ、其の間六年を経り藤原の純友といふりの將門に同意して、西國ふて叛亂せしを、少將小野好古を遣わして追討せしむ、天慶四年に純友のくて、天下志づまりよき、延喜の御代、はしも安寧なりしに、いつしう、このみづれ出で來り、天皇も、おどやうまゝくたり、又、貞信公の執政より、くは、政のたがふふとハあり、ト、時の災難にこそぞおぼゆる、天皇、御子ましまさば、一腹の御弟、太宰の帥の親王を、太弟に立てし、天位をゆつりて尊號あり

き、後にハ、出家せし給ふ事十六年、三十歳おほくまゝき

第六十二代、第三十四世、村上天皇、御名ハ成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり、丙午の年天慶九即位、丁未、改

元、天曆兄弟あひゆづり給ひしうハ、まめやうなる禪讓の禮儀ありき、此の天皇賢明の御なまは、先皇の跡をつ

ぎ申らせ給ひしきハ、天下安寧なる事も、延喜、延長のむ

うしにあらしきハ、文筆諸藝を好み給ふ事も、かたりま

は、あかり、萬のためしに、延喜、天曆の二代とぞ申しける、あかりのの、かき明王も、二三代とつとるるを、まきちりき周ふぞ、文武成康文王ハ正位ニつらげりき漢ふる、文景

内裏に美上云々、天徳四年九月二十三日の事あり

御記村上宸記、また天曆御記、南殿拾芥抄云、紫宸殿俗云南殿

らむれ立ち給ひし、打ちつゞきて、明王の傳へ給ひし、我々國の中興すべきゆゑ、こゝろありけめ、又、繼體も、唯、此の一流、よのこぞ、けり、すゑつうと、天徳年中、よや、をどめて内裏に炎上ありて、内侍所もやけふしが、神鏡を灰の中より出だし奉^ぶ圓規損ずる事もろくく、て、分明あり、をき出で給へり、こゝろてまつる人、驚感せずといふこと、^〇とぞ、御記にみえ、この時、神鏡の、南殿の櫻にうゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、細にうけられ、とりとまうす事あまど、ひがぶとを云ひ傳へたる、ちり、應和元年辛酉のと、ちり、ちり、のち、後周滅びて、宋の代、よ、^〇唐の後五代、五十五年のあひど、彼の國、大き、亂きて、五姓、う、か、りて國の主たり、

清涼殿拾芥抄云、一云中殿又云、御殿、南殿也、常宸居也

五季とぞいひたり、宋の代、賢王うちつゞきて、三百二十餘年までたもてりき、此の天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おとまりき、御子、たなくまり、小中に、冷泉、圓融を、天位に即き給ひし、申す、およむ、親王の中に、具平親王^{六條の宮と申せり、中務卿は譽おと、き、よりて、是を賢才文藝のうた、代々の御あと}、後中書王と申せり、^{賢才文藝のうた、代々の御あと}、城、よくあびつぎ申し給ひたり、一條の御代子、よろづ昔をとおし、人を用ひま、この親王、昇殿し給ひし日、清涼殿にて、作文あり、^{中殿の作文と云ふこと、是より}、所貴是賢才といふ題、て、韻を採らる、事ありき、此の親王の、ち、どめちるべし、凡、諸道にあき、あふ、佛法の方までく、ち、ち、ち、とぞ、む、ち、ち、より源氏おなり

いづれども、此の御すゑのゝぞ、今にいづるまで、大臣以上
よいづりて、相つたり、源氏といふ事ハ、嵯峨の御門、世の
つひえを思ひめて、皇子皇孫に、姓を給ひて、人臣とさ
し給ふすちもち、御子、あまふと、源氏の姓を給ふ。桓武の
御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給へり、平城の御子、
阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給はせり。事も、此
の後の事も、是れ、たまひの義あり、弘仁以後、代々
の御後を、みる、源の姓を給ひたり、親王の宣旨を蒙る
人ハ、才不才によらば、國々ハ封戸ちと立てられて、世の
つひえちりたり、かば、人臣につらね、官學して朝要し、のち
ひ、器にちりたり、昇進すべき御おきて、ちりべし、姓を給
へり、人も、直に四位ハ叙りて、皇子皇孫ハ、當君のハ、三位

宣旨、通鑑綱目注、天子命謂宣旨、又曰宣命と見えたり
封戸、宗室諸王、及勳功ある大臣等ハ賜ふ所の民戸よりて、位封職封の二あり

ちりたりと云ふ。御子、大納言定の卿、三位ハ叙せり。嵯峨の
代ハ、いづれも、當かて、代々のあひど、姓を給ひたり、百十
餘人ハ、ちりたり、いづれも、他流の源氏、大臣以上ハ、いと
アて、三代と相續する人の、今まで、きこえぬ、おそ、いづち
る故ちりたり、いと、おつらけき、嵯峨の御子、姓を給ひたり
人二十一、人、此の中、大臣にのぼれる人、常の左大臣、兼大
信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を給ひたり、人十
三人、大臣よの、なきる人、多の右大臣、光の右大臣、兼大
徳の御子に、姓を給ひたり、人十二人、大臣よの、なきる人、能
有の右大臣、兼大、清和の御子に、姓を給ひたり、人十四人、大
臣にの、ぼれる人、十世の御末ハ、實朝の右大臣、兼大、將、是
王の苗、陽成の御子ハ、姓を給ひたり、人三人、光孝の御子
裔ちり

に、姓を給ひし人十五人、宇多の御孫に、姓を給ちりて、大臣の不きる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、くもよ、敦實親王の男、醍醐の御子に、姓を給ひし人二十人、大臣の不れる人、高明の左大臣、兼大將、兼明の左大臣、後、親王とせり、中務卿と任ぜり、まぬ、前中書、此の後、皇子の姓をたまふ事とす、王是ちり、皇孫にも、あまごあり、任大臣を本と記すよ、て、ことく、くのせび、ちろく、後三條院の御孫よ、有仁の左大臣、兼大將、輔仁の親王の男、白河院の御孫、猶子よて、直に三位せし人ちり、二世の源氏よて、大臣にの不きり、かやう、大臣にけりても、いづきの二代とあひつげる、ほとく、納言以上よて、傳えまらざり、稀ちり、雅信の大臣の末ぞ、おのづから、納言までものがりて、残り、高明の大臣の後、四代、大納言

言にてありし、もやく絶えよき、いふも、故ある事、とお不えり、皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をよのいと、才とそと、剩人よおこり、物よ慢ずる心もあるべきにや、人臣の禮に、ふ事ありぬべし、寛平の御記に、其のそしの見えしちり、後をそよくかみ、みはせ給ひ々るに、おそ、皇胤を、まふとよ、他よことちるべき事、バ、我が國ハ、神代よりの誓よて、君ハ、天照太神の御末、國をくもち、臣ハ、天兒屋命の御ちのれ、君をくすけ奉るべき器とちまり、源氏を、あふりいでくる人臣ちり、徳もちく、功もちく、高官ふのがりて、人よたおるハ、二神の御とがめありぬべき事、ちり、ちり、上古よと、皇子、皇孫おなくて、諸國にも封ぜらば、將相みそ任ぜられき、崇

神天皇十年に初めて、四人の將軍を任せて、四道へつら
をらしめしむ。みまは皇族あり、景行天皇五十一年、まゝめ
て、棟梁の臣をおきて、武内宿禰を任^ぜ、成務天皇三年、
大臣と^す、我が朝、大臣は是六代、の朝につらへて執政あり、
この大臣も、孝元の曾孫ありき、然まども、大織冠、氏をい
らやうし、忠仁公、政を攝せしより、專、輔佐の器と
て立ちあへり、神代の幽契のまゝありぬにや、開院
の大臣、冬嗣、氏の衰へたる事をまげきて、善をつと、功を
かたね、神代いりのり、佛に歸せしれり、其の志るも相
くむ、いんかんかく、この親王をまことし、才もたらく、徳
もおとくけるふや、其の子、師房、姓を給たりて、人臣に列
せしむき、才藝、古より耻ぢは、名望、世より聞えり、十七歳、

この親王、具平親王をいふ

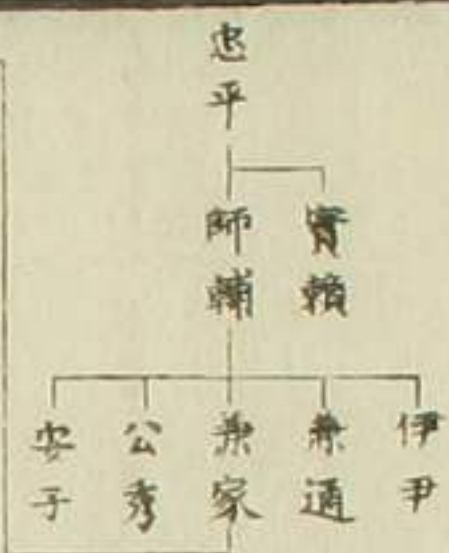
懸車の齡ハ八十をいふ
宇治の關白、賴通あり
御堂、道長をいふ

て納言に任^じ、數十年の間、朝廷の故實を練り、大臣、大將
にのりて、懸車の齡までつらふまつ^る、親王の女、祇
子の女王と、宇治の關白の室あり、依りて、此の大臣をば、
彼の關白の子、あし給ひて、藤氏にかまへば、春日の社、
もまわりつらふまはれり、とぞ、又やがて、御堂の息
女に、相嫁せしれり、わが子孫も、まは彼の外孫あり、此の
ゆゑ、御堂宇治をば、遠祖のおとくし思へり、そまより
このあつと、和漢の稽古をむねと、報國の忠節をはきと
す、誠あるより、此の一流の絶えぬて、十餘
代よおよべり、其の中も、行迹よく、まゝく、貞節おろ
そのちり、くぐひも、おのづから衰へて、跡なきもあり、向
後といふとも、はつきし、み思ひ給ふべき事あり、大うと、天

皇の御事を志る奉る中、藤氏の世こりハ、所々申
せり、源のちのまも、久しく立ちぬるうへ、正路をふむ
べき一を心ばして志るせらるり、君も村上の御を
グき一と不_レ平にて、十七代に成らせ給_ふ臣も、此のすま
の源氏こそ、あひ傳もりたまは、只、この君の徳ぞすま
給ひくる故、餘慶あるもどぞあふぎ申しけり
第六十三代、冷泉院、御名ハ憲平、村上第二の御子、御母ハ、
中宮藤原の安子、右大臣師輔の女あり、丁卯_{康保}の
即位、戊辰に改元、_{和安}此の天皇、邪氣おもしろまき、即
位の時、大極殿に出で給ふ事も、たやすらるま_レか_レけ
るもや、紫宸殿より、其の禮ありき、二年をうりして讓國、
六十三歳た_まま_まき、此の御門より、天皇の跡を申し

みら後代のうどめら
り、桓武天皇の朝、淡海
三船に託して御謚を
撰をり給ひき

又、宇多より後、謚を奉らば、遺詔ありて、國忌、山陵を
おれらる事も、君父のか_まき道_ふれど、尊跡をと_め
らま_まこと、臣子の義_まあり、神武以来の御跡も、
後代のゆ_めらり、持統、元明よりこのうと、遜位、或る
出家の君も、謚を_まつ_る天皇との_まこ_ま申すめれ
中古の先賢の議ちま_まども、心を得ぬことちり
第六十四代、第三十五世、圓融院、御名ハ守平、村上第五の
御子、冷泉同母の弟あり、己巳_{安和}の年即位、庚午改元、_天
天下を治め給ふ事十五年、禪讓、尊跡、つねのこと_し翌年
の_まど_まや、御出家、永延のころ、寛平の例をむいて、東寺
にて、灌頂せ_らせ給_ふ御師も、す_まち、寛平の御孫弟子
寛朝僧正ありき、三十三歳た_まま_まけ



第六十五代、花山院、御名ハ師貞、冷泉第一の御子、御母ハ、
 贈皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり、甲申永觀
 二の年即位、乙酉、改元、和天下を治め給ふ事二年あり
 て、俄に發心して、花山寺にて、出家し給ふひめ弘徽殿の女御
 太政大臣為かくきて、悲歎まゝ折をえて、粟田の關
 光の女なり、かくきて、藏人の辨と聞えし比よや、そ
 白道兼の大臣の、いまだ藏人の辨と聞えし比よや、そ
 のろし申してけるとぞ、山々をめぐりて、修行せさせま
 しく、後、都にりへりて、すませ給ひたり、こまき御邪
 氣ありとぞ申したる、四十一歳おとしまき
 第六十六代、第三十六世、一條院、御名ハ懷仁、圓融第一の
 子、御母ハ、皇后藤原の詮子、後にハ、東三條院と申し攝政
 太政大臣兼家の女なり、花山の帝、神器をすて、宮を出

准三宮、大皇后宮、皇太
 后宮、皇后宮の三宮、
 准、封戸を賜ふをい

てたまひし、太子の外祖にて、兼家の右大臣と申し
 しが、内よまわり、諸門をうごめて、讓位の儀をたふさ
 れき、新王をもちまき、攝政の儀ふるき
 こと、丙戌寛和の年即位、丁亥に改元、永そのち、攝政
 病より、嫡子内大臣道隆よゆづりて出家、猶、准三宮の
 宣をかろふ、ま執政の人、出家のをいめり、其の比、出
 家の人なり、ま入道殿とらん申
 たり、源の満中出家し、此の道隆、ま前官の攝關も是
 大臣を辭して、前官よて關白せしき、まをいめり、
 病ありて、其の子内大臣伊周、まあひかはりて内
 覺せしき、相續して關白たるべきよを存せしき
 けるよ、道隆りくきて、やがて、弟右大臣道兼なりぬ、七日
 といふに、あへちうせしき、其の弟よ道長、大納言

標註不詳

普及舎

にておもしろく、内覽の宣をかうぶりて、右大臣までい
 ころましく、延喜天曆のむらゝを、おもしろくけるよ
 や、關白もやめられよき、三條の御時や、關白して、後一
 條の御世のなごめ、外祖にて攝政せし^ま兄弟おなくた
 らせしに、此の大臣の御ちのま、一に攝政關白ハ給ひ
 しぞか、むらゝも、いふち故に、昭宣公の三男にて
 貞信公、てい志んころの二男ふて、師輔の大臣ちよき、師
 輔の三男にて、東三條大臣、東三條の三男にて、^{道綱の大}
 う、はきと三男よこされ^ま此の大臣、ち、父の立て
 ぶりて、道長を三男としる^れこの御代、ハ、はるべき上
 ころ嫡子ちよて、自然に家をつられ^り祖神のけつ^り
 もせ給へる道にこそありけめ、^{いづきも先兄よこえて}
 ちありきと申す事にあま^と此の御代、ハ、はるべき上

東三條ハ、兼家ちよ

上達部公卿の通称を
り、位ハ三位以上、さハ
家藏以上をいふ
諸道紀傳、明經、明法等
をいふ

達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すぶき^り人おふ^ら
 とき、はきハ、御門も、わき、人をえ^り事ハ、延喜天曆にま
 はまりとぞ、自歎せし給ひ^ら天下を治め給ふ事二
 十五年、御病のふど、小讓位ありて、出家せし給^ふ三十
 三歳た^りま^りた^り
 第六十七代、三條院、御名ハ居貞、冷泉第二の子、御母ハ、皇
 太后藤原の超子、是も、攝政兼家の女ちり、花山院、世をの
 がせ給ひ^りハ、太子に立ち給ひ^りが、御邪氣のゆゑ、^{寛弘の}
 や、をり^り御目のく^くおほ^けけるとぞ、^{寛弘の}
 年即位、壬子、改元、^長天下を治ふ事五年、尊號ありき、四
 十二歳お^とま^りま^りき
 第六十八代、後一條院、御名ハ教成、一條院第二の子、御母

訂正申呈三冠巴口巻

五十三

教習書專賣所

元方の民部卿のむす
り更衣藤原の祐姫を
指せり

ハ、皇后藤原の彰子、後上東門院と申しき攝政道長の大臣のむす
めり、丙辰五長和のとし即位、丁己仁改元、寛外祖道長の
大臣攝政せしむるが、後攝政をバ嫡子頼通の内大臣
におもし、にゆづり、猶太政大臣にて、天皇御元服の日、
加冠理髪、父子ちびて勤仕せしむるこそ、めづるの
事なり、冷泉圓融の兩流、をたるる、あつせ給ひに、三
條院、りくま給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居し、
ひしが、心とのおれて、院號かうふりて、小一條院と申し
き、これより、冷泉の御流をたえふなり、冷泉を元とて、御
すゑも、正統とあそ申すべし、むろし、天曆の御
時、元方の民部卿のむすめの御息所、一のこ廣平親王
をうと奉^り九條殿の女御まわり給ひて、第二の皇子冷泉

此の東宮ハ、小一條院

よま^りいでき給ひころより、惡靈にちりて、此のこ
も、邪氣よちやまはきま^りた花山院、俄に世をのり、三
條院の御目のくく、此の東宮の、かく身づらふりぞ
き給ひぬ、やも、怨靈のゆゑちりとぞ、圓融も、一腹の御弟
におもしませと、是までハちやま^り申し、をたるも、あ
かるべき、繼體の御運ま^りける、あそ、東宮ちりぞ
き給ひ、この天皇、同母の御弟、敦良親王立ち給ひ
き、天皇も、御子ちりて、あそ、東宮の御末、繼體せしめ
ま^りひ、天下を治め給ふ事二十年、二十九歳にけ^りま
しき
第六十九代、第三十七世、後朱雀院、御名ハ、敦良、後一條同
母の弟ちり、丙子九長元の年即位、丁丑に改元、長賢天皇、賢明

神皇正統記卷之七

普及令

長久のころ云々、長久元年九月十日の事云々

貞任宗任云々、貞任宗任ハ阿倍頼時の子云々、父祖數代陸奥ニ居りて、豪族を以て聞え

頼基 満仲 頼信 義光

ふまゝにせしむるに、御政の跡きまへば、無念ちり事に
や、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給^{ひぬ}。猶、靈光を
現ト給ひけまば、其の灰をあつめて、安置せしむるに、天下
を治め給ふ事九年、三十七歳おはし、まゝき
第七十代、後冷泉院、御名ハ親仁、後朱雀第一の子、御母ハ、
贈皇太后藤原の嬉子^{本ハ尚侍}、攝政道長の大^臣、第三の女^子
り、乙酉^{寛徳}二年即位、丙戌^{永承}二年改元、承^此の御代の末つり
た、世の中やすうに治聞えき、陸奥の貞任、宗任とていふ
者國をみづからけまば、源頼義に仰せて追討せしむるに、
の守に任ぜしむるに、鎮守府の將軍を兼ねぬ、彼の家鎮守將
軍に任ぜしむるに、曾祖父経基ハ、征東副將軍
き、二年ありて、ちんまづめしむるに、此の君の御子

まゝまはし、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に
居給へしむるに、繼體ら、うねてより、はたまりたるふま
そ、天下を治めたまふこと二十三年、四十四歳おはし、ま
き

訂正 神皇正統記中卷

五十五

教育書專賣所

標註不... 神皇正統記中卷

訂正 神皇正統記中卷

明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

版權所有

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

介

著者

畠山

東京神田區柳原河岸十四號地

辻 敬

之

印刷者

東京下谷區練堀町六十八番地

沼尻 為

作

發兌

東京神田區柳原河岸十四號地

普及

舍



